

つても仲買人が兩建の指定を怠つた場合は同様の結果となる。結局仲買人は指定を
せない方が手数が省けるから、自然指定を怠るやうになつた、兩建の場合でも同様
で前例の三日の乙客の買戻は、買戻とせずに前日の分と兩建にして呉れと乙客から
注文をした時でも仲買人は自店の帳簿では乙客の注文通り二日の分と兩建にしてお
くが、取引所では第一日の甲客の分と兩建となる（値段の相違があつたときは差金
を授受して）。即ち仲買人が客關係と取引所關係とを一致せしめやうとするも、此
場合は徒勞に歸する。併し仲買人が客關係と取引所關係とを一致せしむる義務は
毫もないのであるから、此様なことに努力するのは寧ろ物數寄だと云へる。それよ
りも客へ對して信用を傷けるやうな行爲をせないことに注意するのが肝要である。
次に例を設けて利益落と小口落とで客と仲買人と取引所との關係を書いて見やう
(挿入の表を見たる上次の頁を讀まるべし)

定期取引

北濱と兜町

以上の總差引を見ると客の建株で仲買人の手元に在るものは左の通である、

五日	ロ客賣五十株	(九圓)	三日	ハ客買十株	(八圓)
四日	ニ客賣五十株	(拾圓)	八日	ト客買二十株	(拾壹圓)
七日	ホ客提供賣三十株	(拾壹圓)	十二日	又客買七十株	(拾參圓)
八日	ヘ客賣二十株	(拾圓)			
十日	チ客賣十株	(拾貳圓)			
	賣合計百六十株			買合計百株	

取引所の方では

普通賣	三十株	兩建買	二十株
提供賣	三十株		
兩建賣	二十株		
	賣合計八十株		買合計二十株

で差引賣六十株は正に仲買人の手許の差引賣六十株に一致する。此間に授受した金額は、

五日	イ客へ百圓支拂
六日	ロ客へ廿圓支拂
十一日	リ客へ廿圓支拂
合計	百四拾圓支拂

取引所との分

小口落によるさき	支出八拾圓
利益落によるさき	收入四拾圓

で小口落であるとお客へ百四拾圓拂つた上に取引所へ八拾圓の差金を納めてゐる合計貳百貳拾圓を立替支拂つてゐる(利益落でも客へは百四拾圓支拂つて取引所からは四拾圓を受取るから差引百圓を立替てゐる)其上に自己の思惑による利益即ち三日に買ふて六日と九日とに轉賣した益金の八拾圓をも受取つてゐないから、結局上下で參百圓(利益落ならば百八拾圓)を立替てゐることになる、斯う云ふと實際仲買といふ商賣は至極つまらいが、其代り客からは委託證據金を預つてゐるから、どうにか息はつけるものゝ、客が證據金を代用證券で差入れたら、結局仲買人の

定期取引

立替になるのである。

此立替金は丁度客の建株の差金に一致する、参考の爲め之を書いて見ると、先づ客の賣と買とを對當させて其差金を見る。

ロ客賣十株 (九圓)

ハ客買十株 (八圓) 差金出拾圓

ロ客賣二十株 (九圓)

ト客買二十株 (拾壹圓) 差金入四拾圓

ロ客賣二十株 (九圓)

又客買七十株 (拾參圓) 差金入貳百參拾圓

ニ客賣五拾株 (十圓)

差引差金入貳百六拾圓となり、此儘受渡をしたならこれだけは仲買人の手に残るべき金額である。次にホ、ハチ客の分を普通賣三十株と提供賣三十株に對照すると、(兩建二十は同値段にて差金なき故に省く)

取引所での賣

客の賣(仲買人の買となる分)

賣十株 (拾壹圓)

チ客賣十株 (拾貳圓) 差金出拾圓

賣二十株 (拾四圓)

ヘ客賣二十株 (拾圓) 差金入八拾圓

提供賣三十株 (拾圓)

ホ客提供賣三十株 (拾壹圓) 差金出參拾圓

チ客へは拾貳圓で賣整へることを報告して取引所へは拾壹圓で賣つた勘定になるから一株壹圓の出即ち損と

なる、ハ、チ客も同様にして此出入の差引は入四拾圓となり、此儘受渡をすれば仲買人の手許に四拾圓還入ることになるで、貳百六拾圓と四拾圓合計參百圓は正に仲買人の現在の立替金に符合するのである。利益落の場合も同様の計算をすれば客への立替金と客の現在建株の差金は常に一致するものである、指定落しにしても同様である即ち小口落しも利益落しも指定落しも終局の計算は同様であつて別に仲買人が利得することはない。唯證據金を利用し得るに止まる、之れを假令指定落しでも兩建となつた場合又は即日仕切の場合には同じく證據金の利用をなし得るのである、つまり客から見れば、指定落しでも小口落しでも利益落しでも仲買人に資力信用があつて、支拂を確實にさへすればよいのである。

さて十二日に残つてある客が其儘期日に受渡をするといふときは仲買人は如何するかと云ふに、曩にも云つた通り、十二日現在の客の建株は賣が百六十で買が百であるが取引所に残つてあるのは、(提供も兩建も入れて)賣が八十に買が二十であるから、賣と買とに八十づつ不足する、此儘であるとならば八十株の受渡は取引所から出来ない、取引所令十四條では受渡は必ず取引所を経てこれを爲すべしと命じてゐる、

定期取引

で取引所は当月限の納會が済むと残つた當限の建株を悉く銘柄仲買人別に市場に掲示し、相場新聞の株式日報は之を印刷して發表する。だから仲買人は小口落なり利益落なりの結果で無くなつた八十株の賣と買とを今一度取引所に出して建株としておかなければ受渡に差支へる、故に受渡期日迄に（通例はお客の意向を確めてからにするから納會の日にする）八十株の賣買を附けて兩建の届出をすると賣が百六十で買が百となりお客の受渡株數に一致する、之を「附出し」と云つて居る、此附出しについて取引所へ納める手数料は（前例では八十の二倍、六十株分）客の委託によるものでないから全く仲買人の負擔になる、時とするに仲買人は手数料を損するところがある、例へば甲客の賣十株と乙客の買十株とを市場で賣買して、兩建の届出をせずに打捨て、おくと即日仕切で相殺せられ手数料は即日手数料十株分を支拂ふ、後日に甲乙とも受渡を希望すると仲買人は十株の附出しをするから二十株の本建手

手数料を支拂ふ、客からは十株宛の本建手数料を受取るばかりであるから、結局前に出した即日手数料十株分は損となるのだ。それで狡猾な仲買人になると前例のやうな場合には五十づゝの賣買をつけて賣百三十買七十としておく、それはお客一人で賣り又は買ふてゐる株數の最も多いのは又客の買七十で、賣の方は口とニ客との五十であるから、賣五十買七十以上あれば何の客も自分の受渡株はあの賣なり買なりの中にあると思ふから怪しまないが、若し買が五十しかないすると、又客は自分は七十の買があつて株を受取るのに、取引所の受渡の揭示には其仲買人の受株が五十しかないといふのは怪しい、二十株を呑んでゐたのではあるまいかと推測がつくれれど、買が七十あると之が判らない、それで仲買人は結局六十株分の手数を助かることになる、併し此仲買人は稅務署の官吏に發見せられたときには、取引所法二十五條の違反で、三ヶ月以上の營業停止又は除名に處せられ、其上百圓以上で税金

の五倍に相當する罰金を取られることを覺悟せなければならぬ。だから取引所法改正前は幾らか行はれてゐたが現在は殆ど皆無と云つて差支へない。

第十三節 定期取引の結末

さて定期取引の結末は如何うしてつけるか、賣つたり買つたりしたものはどう始末をつけるのかといふに、

(一) 轉賣又は買戻と(二) 受渡の二つとである。

一、轉賣又は買戻

定期取引の便利な點は、賣つたものを期日に渡したり、買つたものを期日に受取る事が出来る上に、其期日の来る迄に遠慮なく賣つたものを買ひ戻し、買つたものを賣つて其差金即ち損益金を受取ることも出来るのにある。

受渡期限の来る迄に前に買ふてあつたものを賣つて仕舞ふことを轉賣と云ひ、前に賣つたものを買ふて帳消しにするのを買戻と云ふ。だから轉賣と買戻とは其前に屹度買なり賣なりが建つてゐる筈である。

轉賣買戻は全く賣買關係から脱けて仕舞ふもので、定期取引に限つて許されてある取引決済方法である、普通の賣買例へば甲が乙から品物を拾圓で買ふといふ約束をして代金は未だ拂はない間に、丙へそれを拾五圓で賣る約束をしたときなどに甲は差金の五圓だけを受取つて自分は賣買の關係を離れて仕舞ふといふことは出来ない、必ず乙に答へて乙に承知をさせなければならぬ。乙が若し承知をせないときは甲は拾圓を乙に渡して品物を受取り之を丙に渡して代金拾五圓を受取らなければならぬ。此時若し丙が代金を支拂はなかつたら甲が其損害を負ふのであるが、取引所の定期取引では、市場で賣買をする時にこそ相手方があつて手を打つたのだが

定期取引

一旦取引所の帳簿に記入せられると、大抵は相手方が分らなくなつて仕舞ふ、といふのは立會の處でも述べた通り甲が乙から買ふても其場で直ぐに丙に賣つて差引賣買をせなかつたと同様にして仕舞ふとが出来のだから、乙の相手方の甲は消えて結局丙と對してゐる形になる、即ち定期取引では相手方が決まらないで、唯買方といふ一團と買方といふ一團とが残るばかりであるから、轉賣をするにも買戻をするにも一々相手方に承知をさせるといふ面倒はない。又甲が乙から買ふて丙に轉賣したときに、丙が代金を拂はなかつても、前の例のやうに甲が損害を負はないで、乙が負ふことになるのである。であるから別に有力な者が仲に立つて此等の賣買に對して相手方の資力信用を保險するとならないと賣買は圓滑に行かない、何故といふに初めに資力信用が十分な者と手を打つて賣買約定をしておいても、何時の間にか其相手方は資力信用の薄い者に代つて居るといふことになるから、其賣買の保證人が

ないと危険で堪らない、此保證人が取引所である。外國では此保證人がない、有つた處で取引所以外の信託會社であるし且日本のやうに賣買を必ず強制的に擔保して仕舞ふといふやうなことはない。これは賣買の方法が競賣買でなく相對賣買でお互に相手方を選んで取引するからである、だから日本でも競賣買を用ゐない直、取引には轉賣買戻を許されない。又直や延取引には取引所が擔保をしてもせなくともよいことになつてゐる。尤も直取引は賣買した日の翌日午後一時限り受渡すべきものとなつてゐるから、轉賣や買戻の暇がない筈であるが、實際は賣買者同志で預合といふやうな方法で事實上受渡を延ばしたり又は差金取引で轉賣買戻のやうなことをやつてゐる。

市場では轉賣買戻を「手仕舞」又は「手詰」と云ふ、時には「手仕舞ふ」と動詞にすることがある、買戻のことを「買埋め」とも云つてゐるが、これは「賣繋ぎ」といふのに對して、現株賣買と定期取引とに關聯した場合

に用ゐられることが多い、即ち現株を買ふて定期で高く賣つた場合に「定期へ賣繋いだ」と云ひ、現株を現物市場で賣つて仕舞つて、定期で安い處を買つておく場合に「買埋めた」と云ふ、定期の當月限を買つて先限へ賣つた場合にも「先物へ繋いだ」といふことがある。取引所のことを書いた本に「賣埋め」といふ用語があつて、轉賣のことだと解してあるが、著者は此語を聞いたことがない。埋めるといふ語が空所を填充するといふ意味であることから考へても賣つて生じた現株の空所を買ふて埋めるといふのが妥當のやうに思はれる。隨て賣埋めるといふことはある筈がないと思ふ。損をして轉賣する場合、即ち前に買つたものを安い値段で賣るのを「投げる」といひ、損をして買戻す場合、即ち前に賣つたものを高い値段で買ふのを「焦れる」といふ「投げる」と「焦れる」の執れをも「踏む」といひ「踏む」の反對に益をして轉賣又は買戻すのを「利喰」といつてゐる。

競賣買の方法と轉賣買戻とは共に取引所の強制擔保があつて初めて出来ることである。取引所の擔保がなかつたら行ひ得られないのは争ふべからざる事實である。

解合と肩代り 仲買人の一人か數人かと思惑を立て、多くの株を賣る、之に買向ふ者が出て相場は豫期に反して下落せない。又賣る尙下らないのみか却て騰貴

する、資力の限りを盡して賣つても低下せない、到頭策盡きて買方に妥協を申込む所謂「泣きを入れる」、買方も此上買つて相場を騰貴させても、相手の資力が盡きてゐるから賣つて來ない、と云つて利喰をせうとすれば相場が下がる恐がある、結局妥協申込を好機として折衝の揚句最終の値段より幾分か低い値段即ち賣方に有利な値段で轉賣し、賣方が之を買ふといふことを承諾する、そこで次の立會で打合はせられた通りの値段で買方が賣り、賣方が買ふて取引が終了するのである、買方が思惑をして失敗した場合も同様である。

肩代りといふのは、仲買人の一人か數人かと思惑で賣るとか買ふとかする、其内相場は豫期に反して多大の損勘定となる、到底維持し切れないと見たときには味方の有力者か又は局外の有力な仲買人にすがりついて、自分の賣なり買なりを引受けて貰ふのを云ふのである、勿論代つて貰ふ仲買人が幾分損失となる値段で引受け

て貰ふ、翌日市場でそれが賣ならば引受けた仲買人が賣つて、頼んだ仲買人が買戻す、それが買ならば此反對である、即ち賣主なり買主なりが新手に代つたのである。肩代りといふのは丁度駕昇が疲勞を覺てくると他の者に代らせるのに似てゐるからだ。解合と肩代りとの區別は解合は云はゞ戦争の終結であつて取引所の取組高は減少するが、肩代りは兵士の交代で戦争は依然繼續せられる、故に取引所の取組高は減少せない。併し孰れも轉賣買戻となるのには變りはない。

二、受渡

定期取引の約定を其約束通り實行するのが受渡である。即ち受渡日に現株と代金との授受をするのである。受渡日の定め方は取引所の營業細則で定まつてあつて毎年十二月中に翌一年分を市場へ掲示するので、賣買者の意思で自由に變更するこゝが出来ない。大正四年の七月以前には賣方買方の一部又は全部が合意上取引所に

届出で、其承認を得たときは受渡日前にでも受渡をすることが出来たが、七月の改正で之が出来なくなつた。

受渡の期日の定め方は其月の最終の營業日の前日の午後三時限りとなつてゐる、だから月の末日か其前日か休日であつたときはそれだけ繰り上げられる。例へば五月の三十日か三十一日か休日であるとする受渡は廿九日となるのである。

受渡には「振込み」と「假受渡」(合意受渡)との二つがある。「振込み」は正當の手續で、期日に賣方は現株に白地委任状を添へて取引所に差出して受渡代金を受取り、買方は受渡代金を取引所に差出して現株と添付の委任状とを受取る方法である。

「假受渡」といふのは、合意受渡とも云つて受渡日に、賣方と買方とがお互に申し合はせて取引所へ現株なり代金なりを差出さずに直接に受渡をして仕舞ふので正式の受渡でなく、全く便宜上の受渡であるから、若し其株式の賣方が買方に受渡

をせない者が出来たときは、全部の假受渡を取消して、後に述べる違約處分の手續をするのである。此場合大阪は假受渡全部を取消することになつてゐるが、東京は違約せられた方のだけを取消することにしてある、例へば買方の一人が違約した場合に買方即ち受方は其儘確定したものとし、賣方へは違約の株数だけを割當て、既に各受取つた代金の内それだけを取引所へ差入れさすのである。

何故違約者の出来た場合に假受渡を取消して更に割當てるかといふのに、曩にも云つた通り定期取引では相手方が定まつて居らない、唯買方に對する賣方といふやうになつてゐるのである。それで賣方なり買方なりの孰れかに違約者が出来たとすれば、其影響は相手方全部が平等に享けるのが當然である。これが競賣買法の結果である。相對賣買では損害は其相手の仲買人だけに止まるのであるが、競賣買ではさうは出来ない。で一旦假受渡をしたものでも違約が出来ると元の状態に戻して仕

舞はなければならぬ、これが假受渡といふ所以である。若し違約があつても受渡を濟ませた者は其儘でよいとすると、偶然違約者の相手方になつたものは非常に迷惑をするし、確實な仲買人には相手方にならうとする者が多くて恰も娘一人に婿八人といふやうになり。結局誰れを相手とすることも出来なくなるであらう。

前に提供賣建をした分は正式の「振込み」になつて、提供證券の預り證を取引所に差出して受渡代金を受取るのである。併し大阪では仲買人の便宜で受渡日に預り證と提供證券とを引換へて、假受渡をさせることがある。

東京は受渡の九分迄が「振込み」で大阪では殆ど全部が「假受渡」である。受渡の代金は受渡をする株が建つた日の帳入値段ではなくて、其銘柄の最終の帳入値段を圓位以下四捨五入したもので、之を受渡標準値段と云ふ、此標準値段に株數を乗じた積が受渡代金で、之を受授するのである。此標準値段と帳入値段との差

金は別に算出して受渡の日の朝に受授する。だから百圓の帳入値段で賣つて其株を
 提供をしても必ずしも受渡の日に代金として百圓は受取れない、納會の日に相場が
 五十圓に下がつて、隨て受渡標準値段も五十圓になつたときは代金としては五十圓
 しか受取れない。残りの五十圓は受渡差金として別の勘定になるのだ、尤も仲買人
 にどつては結局同一の勘定になるのではあるが、若し客の提供株であつたときは提
 供株の預り證を持つてゐても、引換に受取る代金は受渡代金しか得られないから、
 受渡前に相場が下がつてゐて、仲買人が不確かであつたときは、客は其受渡差金に
 當る額を受取れるか否やは覺束ないことになる。
 『受渡の準備』受渡には相當面倒な手續が要るから、取引所では其月限賣買の最後
 の日(納會日)の後場を休業して準備をする、納會日は東京は受渡日の前日、大阪は
 前々日だから大阪の方が一日だけ早い。

納會日の前場が濟んでから残つてゐる当月限の建株は悉く受渡をするものである
 が、其建つた日は區々であるから帳入値段も一定してゐない、例へば

一日	甲仲買人	二十株	十圓貳拾錢	二日	乙仲買人	三十株	拾壹圓拾錢
三日	丙仲買人	五十株	拾壹圓五拾錢	五日	丁仲買人	四十株	拾貳圓
計		七十株		計		七十株	

といふやうに株數の合計は一致してゐるが内容は値段も株數も一致せないとが通例
 である、この儘では手數が面倒だ、第一値段が不揃だから株數の合致をさせて相手
 方を定める譯にはゆかない、それで此不便を除く爲めに受渡標準値段といふ一定
 値段を定めて皆此値段に引き直して仕舞ふ、此場合標準値段が十二圓だとすると、

甲から壹圓八拾錢宛廿株分 參拾六圓 丙から五拾錢宛五十株分 廿五圓
 合計六十一圓を取引所へ取り、乙へ九十錢宛三十株分二十七圓

定期取引

北濱と兜町

取引所から支拂ふて、此甲乙丙丁の受渡代金を皆一株十二圓宛に改めて仕舞ふ。
六十一圓と二十七圓との差三十四圓は取引所が以前に甲乙丙丁の各相手方の仲買人が
が轉賣又は買戻した利益金に立替へて支拂つた金額であつて、取引所の儲けになる
のではない、序だから此證據を示すと、甲乙丙丁四人の相手方は便宜上成といふ仲
買人一人だとする、すると成は

- 一日に甲から買 二十株 拾圓貳拾錢
 - 二日に乙へ賣 三十株 拾壹圓拾錢
 - 三日に丙から買 五十株 拾壹圓五拾錢
 - 五日に丁へ賣 四十株 拾貳圓
- の商内をしてゐる、此計算は
- 二日に二十株の轉賣 九拾錢宛 益 拾八圓
 - 三日に十株の買戻 四拾錢宛 損 四圓

五日に四十株の轉賣 五拾錢宛 益 貳拾圓

計 益 參拾八圓 損 四圓 差引益參拾四圓

即ち此差引益金の三十四圓は五日迄に取引所から成へ支拂つてゐる、これは甲乙丙丁の爲に立替へたものであるから、受渡の日に取戻すのである。

此受渡差金の計算は納會日の午後にする、だから納會日には日常の帳入計算をした上に受渡の計算をすることになるから、大阪では二杯勘定(又は直合勘定)と云つてゐる。

方法は丁度日常の仕切勘定と同様で用紙も仕切勘定表を用ゐて受渡標準値段で仕切るのである。

値段は以上の手續で統一せられたが次には株数の組合せ即ち假りに相手方を定めることが必要だ。これは東京のやうに正式の受渡をする所では不用であるが、大阪

定期取引

差出して、證券を引き換へて貰ふ、何故取引所が代金の支拂に横線小切手を使用するかといふに、元來「振込み」ならば其銘柄の株券と代金が全部揃ふ迄待つて初めて賣方へ代金を、買方へ株券を渡すべきである。それでないといふ一部に違約者が出来たときに困る、故に其銘柄の賣方買方が全部同時に取引所へ来て受渡をするのならば、少しも差支へはないが、賣方の一人なり數人なりが早く證券を持つて来ることを、取引所では其銘柄の全部の證券と代金が揃ふ迄待つておく。すると、仲買は客には代金を支拂はねばならず、取引所からは悉皆揃はれば受取れないから、金額の大きいだけ融通に苦心する、と云つて取引所で、證券を持つてくるに従つて立替仕拂つては、最後に違約者が出来たときは飛んだ目に逢ふ恐がある、それで種々研究の結果、横線小切手ならば翌日でなければ交換所に廻らないのみならず銀行でなければ受取れないのを利用して、支拂に用ゐたのである、仲買人も何も受取らずに待たされるよりも、横線にもせよ取引所の小切手があれば、取引銀行で一時融通して貰ふことも出来るから都合がよいのである。

「假受渡」 假受渡をやつてゐる大阪では、受渡當日には取引所は提供證券なり振込證券(若しあらば)の受渡と株券やら委任状分割の必要あるもの、預り證を出すかの外に用事はないが、仲買人は朝から店員が東奔西走、相手方と株券代金の受渡をする、代金は無論受渡代金である、受渡が済むと株券の記番號名義を書いた受渡結了届を双方連署で取引所へ出す、取引所は午後三時の刻限前に電話で各仲買人に受渡が済んだか否やを尋ねる、全部済んだといふ返事を得て、初めて假受渡が正式の受渡となつて確定するのである、受渡

が出来ない者があるといふ取引所は其銘柄全部の假受渡を取消して證券と代金を取引所に差出さして違約處分の割當てをする筈であるが、大阪では昔から實例がないから、實際はさうするか判らない。

「振込み」と「假受渡」との利害 假受渡の方は大體圓滑にゆく、仲買人間に直接に受渡をするのであるから株券を預かつておいて代金を待つて貰つて其間に株券を荷爲替で客の方へ送り銀行で融通して貰つて仕拂に充てることも出来るから、資金の入用が少なくて済む。振込みであるといふ客が株券を荷爲替で渡方仲買人へ送つて来た場合など、仲買人は銀行へは代金を支拂つて株券を受取り之を取引所へ差出して代金を横線小切手で受取る、直ぐ金にはならぬから一時代金を立替へておく苦痛がある。又遠方から株券を送つて来る途中で故障があつて受渡日迄に到着せない時など振込みであるといふ違約になるが、假受渡であるといふ相手方と合意の上で表面受渡を結了したにも出来るし、他人の受渡に使つた株券を借りて来て更に受渡に使ふとも出来る。違約にならずに済む。又甲の仲買人が受渡に渡すつもりで乙仲買人から受渡の前日に現株の買約定をし、乙は定期の受方であるから其受取つた株を甲へ渡すつもりで賣約定をした場合など振込みであるといふ圓滑に行かない、假受渡であるといふ甲乙を組み合はせるから、苦もなく受渡が済む。尤も東京のやうに違約が起るか否や判らない前に代金の拂込があるといふ證券を渡すといふ便法を探れば、此不便は除かれるか、既に便法を探るならば進んで仲買人の自由に一任した方がよきはあるまいか。併し振込みは受渡が正確に行はれるが、假受渡では實際に受渡をしたか否か曖昧だといふ疑へば疑はれる。假受渡で困難な問題は、一部の者が受渡を済まして

買方は其株券が客の委託によるものであるから遠方の客へ送つて仕舞ひ、賣方は其代金を客へ渡したさいふ
場合などに、残りの仲買人に違約者が出来たとするに假受渡は取り消される、が、仲買人は現株も代金も持
つてゐない代金は兎に角株券を取戻すさいふには手数と時間とが、のみならず遠方の客相手だから増
があかない、相場は遠慮なく變動する此の場合には頗る困難するだらうと思はれる、畢竟大阪で今迄に受
渡の違約が起らなかつたから等閑に附してゐるのに過ぎないと思ふ。併し振込みでも東京のやうに例法を採
るにすれば此困難は同様であつて、且つ大阪と違つて假受渡でないから證券を渡したと同時に確定して、後
に取消すことが出来ないとなる、一層困難が起るだらうと思ふ。

第十四節 違約處分

違約といへば字の通り約定に背いたこと、契約通り實行せぬことであるから、取
引所で違約といへば賣買の約束を實行せぬことで、代金を支拂はないか又は株券を
渡さないか、即ち受渡をせぬといふ外にはない筈であるが、取引所では此受渡の不
履行の外に、日日の計算尻を取引所へ納めない謂はば清算懈怠と云ふべきもの迄を

も違約と云つてゐる、これは昔から取引所の條例でもさうなつてゐるのである。

違約をした仲買人に對しては取引所は違約處分を加へる、之れには其納會が濟ん
でからと納會前とによつて處分が違ふ、受渡日に起る受渡の違約を受渡違約、其外
の違約を中間違約と云つてゐる。

(一) 受渡違約

これは受渡の日に起るので、賣方が證券を差出さないか、又は買方が受渡代金を
差出さないかである、此時の處分は賣方と買方とで少し違ふ。

賣方が受渡違約をした場合は、取引所では先づ其違約者の同數兩建株は取除けて
仕舞ふ、又同時に賣方にも買方にも違約者があつたときは違約者同志組み合はせて
其對等數だけは取除けて仕舞ふ、例へば賣方の内の甲が五十株の違約をし、買方の
乙が二十株の違約をした時、賣方の甲が三十株だけの違約として處理し、乙の二十

定期取引

株と甲の二十株とは取除けて仕舞ふのである、だから結局は賣方が買方が孰れか一方だけの違約と同じことになる。

右のやうにして兩建を除いた残りに就て違約處分をする。先づ違約をした銘柄の受渡期日前十五日間の賣買總代價を其總株數で割つて錢位を四捨五入して十錢位で止めた平均値段を出して、之を標準値段として買方全部の建株の帳入値段と對照し差益金を取引所から賠償する、標準値段と帳入値段とが偶然同一で差益がなかつた場合とか、又は差損金が出る場合は賠償しない代りに差損金を取引所へ徴収することもせない。これで賠償は終つたのだが尙ほ不十分だといふ懸念があるから、此上へ附加賠償として、各買方の帳入總代價の百分の七（東京は被違約證券總代金の百分の十五）を帳入値段（差益金を賠償した分は標準値段）に反比例して買方に支拂ふのである。

買方の違約をした場合も賣方の時と同様であるが、唯附加賠償を賣方の時は帳入値段か又は標準値段に反比例したものを正比例にするだけだ違ふのである。此反比例と正比例とに區別したのは、賣方が違約の場合は賠償を受けるのは買方であるから、帳入値段の低い者即ち安く買った者ほど損害が多い、隨て附加賠償もそれに應じて多く與へねばならず、即ち附加賠償額は帳入値段と反對になるべきものであるが、買方違約の場合は此反對に帳入値段と正比例して賠償額が多くなるべきものであるからである、附加賠償は標準値段と帳入値段と對照して差益金の無い場合でも取引所からは支拂ふのである。だから差損金が出ても其差損金を取引所へ拂はなくともよい上に附加賠償だけは受取れることになる。

違約のあつた物件の割當て方は大阪と東京とで異つてゐる、東京では國債地方債は額面百圓、社債は最小額面、株式は一株まで割當て、尙端數が出来た時は四捨五

入し、過不足があると抽籤で決める。大阪では總て賣買の單位に止めて端數は四捨五入し、同數になり又は過不足の場合は抽籤にする。故に國債、地方債、社債は額面千圓、株式は十株を限度とすることになる。

違約せられた方の或仲買人の建株か幾口にも分れてゐる、帳入値段も幾つもあるといふ場合には東京では其各帳入値段に其株數を乗じた積の合計を總個數で割つた平均（錢位四捨五入十錢位止め）を帳入値段として、前に述べた標準値段に比較することになつてゐるが、大阪では斯のやうに平均せず一個々別の仲買人の建株のやうにして取扱ふのである。

次に受渡違約の例を示して見ると、

賣方違約の場合

賣方仲買人	株數	帳入値段	買方仲買人	株數	帳入値段
甲	二十株	拾五圓	イ	五十株	拾六圓
乙	二十株	* 拾五圓廿錢	ロ	三十株	拾五圓八拾錢
丙	二十株	* 拾六圓拾錢	ハ	二十株	* 拾六圓七拾錢
	四十株	* 拾五圓四拾錢			
	二十株	拾五圓五拾錢	丙	二十株	拾五圓五拾錢

（*東京では此様な帳入値段は無いのは明白だが假りにかうしておく）

を受渡をする筈であつたが、賣方の丙が違約をした場合には先づ其兩建の二十を取除く（此二十の賣と買とは何れの値段の分であるか此場合十五圓四十錢の賣の内二十と十五圓五十錢の買二十を取除けるやうに解せられる、と云ふのは營業細則に違約者が一部を受渡し、一部を賣約したときは買方の時は最高値段、賣方のときは最低値段の分を受渡したものと定める意味の規定がある（東京營業細則八九條）それから推測して見ると兩建を除くにも違約者にとつて不利益なやうにするのが當然だと思ふから、前例では十五圓四十錢の賣と對當せしむることになるのだ、併し大阪

北濱と兜町

は營業細則に同種同限月の賣買兩建は其員數に限り被違約者に及ばすと規定して其兩建の價格の點に就ては規定ないが、實際は同價格の分を省くやうに思はれる) 次に甲乙の四十株をイロハの三人に割當てる、イは三人の合計百株の内五十株だから二分の一、ロは十分の三、ハは十分の二、に當るから、四十株を割付けるとイは二十株、ロは十二株、ハは八株となる、併し大阪では單位が賣買單位即ち十株に限られてゐるから、ロは端數を四捨して十株、ハは五入して十株となる、これだけは受渡を濟ませたのである、其結果違約處分によりて割當てを受くべき株數は

東京の方では		大阪の方では	
イ	三十株	イ	三十株
ロ	十八株	ロ	二十株
ハ	十二株	ハ	十株

となる、受渡期日前十五日間の賣買は左の通だとする、

株數	約定値段	總代金
五十株	拾六圓參拾錢	八一五圓
三十株	拾六圓五拾錢	四九五圓
十株	拾七圓	一七〇圓
十株	拾七圓拾錢	一七一圓
計百株		一、六五二圓

平均十六圓五十錢となる此錢位を四捨して十六圓五十錢を標準値段としてイロハの帳入値段と比較すると差益金は左の通である。

イ 一株の差益	五拾錢宛	三十株	拾五圓
ロ 同	七拾錢宛	*二十株	*拾四圓
ハ 差益ナシ	差損四圓		

(*東京では十八株拾貳圓六拾錢となる)

右をイロに賠償する、更に附加賠償の勘定をする爲めに帳入總代價の百分の七、(東京では被違約證券總代金の百分の十五とあつて、約定總代價か、帳入總代價か

定期取引

北濱と兜町

判然せぬが茲では大阪と同じく帳入總代金の百分の十五と解しておくを算出する

株数	帳入値段	帳入代價	東京では
イ 三十株	拾六圓	四八〇圓	三十株
ロ 二十株	拾五圓八拾錢	三一六圓	十八株
ハ 十株	拾六圓七拾錢	一六七圓	十二株
計		九六三圓	九六四圓八
此百分ノ七		六七圓四一	此百分ノ十五
			一四四圓七二

此分配は (イロは差益金を交付したから標準直段に對す)

帳入値段	反比
イ 拾六圓五拾錢	1 / 16.5
ロ 拾六圓五拾錢	1 / 16.5
ハ 拾六圓七拾錢	1 / 16.7

此帳入値段の反比をさるゝ

此反比に被違約株數を乗ずると

イ 30 / 16.5	ロ 20 / 16.5	ハ 10 / 16.7	イ 30 / 16.5	ロ 18 / 16.6	ハ 12 / 16.7
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

(東京は514)

附加賠償額の六拾七圓四拾壹錢 (東京は百四拾七圓七拾貳錢) を右の數で按分する

イ 67.41 X 30 / 16.5 + 20 / 16.5 + 10 / 16.7 = 67.41 X .501 = 33.77	ロ 67.41 X 30 / 16.5 + 20 / 16.5 + 10 / 16.7 = 67.41 X .334 = 22.52	ハ 67.41 X 30 / 16.5 + 20 / 16.5 + 10 / 16.7 = 67.41 X .165 = 11.12
--	--	--

即ち 一、參拾參圓七拾七錢 二、廿貳圓五拾貳錢 三、拾壹圓拾貳錢である、(東京では右の六七圓四壹を壹四四圓七貳に代へて計算すればよい即ち 一、七拾

定期取引

貳圓五拾四錢、四拾參圓五拾貳錢、ハ、廿八圓六拾六錢となる、結局賠償を受けた額は左の通りである。

大阪		東京	
賠償額	附加賠償額	賠償額	附加賠償額
イ	一五円	一五円	七二円五四
ロ	一四円	一二円六	四三円五二
ハ	ナシ	ナシ	二八円六六
計	二九円	二七円六	一四四円七二
			一七二円三二

買方違約の場合

前の例をとる、丙の代りにハが違約したとすると

賣方仲買人	株數	帳入値段	買方仲買人	株數	帳入値段
甲	二十株	拾五圓	イ	五十株	拾六圓
乙	二十株	拾五圓卅錢	ロ	三十株	拾五圓八拾錢

丙	ハ
二十株	二十株
四十株	拾六圓七拾錢
二十株	拾五圓五拾錢
	二十株
	拾五圓五拾錢

甲乙丙の三人に違約以外のイ、ロ、丙の百株を割當てる、甲乙は各々百二十株の内、の二十即ち六分の一、丙は百二十分の八十株即ち六分の四であるから、百株に對しては甲と乙とは各十六株六六、丙は六十六株六六となる、で端數を四拾五入し其上賣買單位に直すと甲と乙とは各二十株、丙は七十株となる。これでは百十株になるから、抽籤で十株を減する、其結果乙が當籤したと假定する（東京ならば甲乙が十株、丙が六十七株となり一株多いから抽籤で一株だけ減す）甲の二十株と丙の三十株とをイに渡して代金を受取り、乙の十株と丙の二十株とをロに渡し、丙は自分で二十株の受渡を済ますと、ハの違約で渡せなかつたのは丙が十株と乙が十株とで

定期取引

北濱と兜町

ある、處が茲に丙の十株は帳入値段何程の分であるか言ひ換へると丙は八十株の内何の分を七十株受渡したのかといふ問題が起る、東京では丙の帳入總代價を總個數で割つた平均價格の拾錢位止めを帳入値段とするから此問題は起らないが、大阪では營業細則に規定がない、勿論第八十四條の六項に「約定物件の一部を受渡し一部を違約したる場合に於ては買方違約は最高値段、賣方違約は最低値段の分を受渡したるものと定む」る旨を規定してはゐるが「一部を違約したる場合」と自動的の書き方から見ても此規定は違約者に對して適用すべきもので、被違約者たる丙に適用すべきものではないと信する、それでない被違約者は不利益となる此條文と同様なのが東京の營業細則第八十九條にあつて、冒頭に「違約者若し」と明記して違約者に限つて適用すべきことを明白にしてある、結局大阪では此場合の處置が判らない、此處では被違約者の利益から見ても最低の拾五圓四拾錢の分が十枚残つたこと、

する、そこで違約處分で割當を受くる株は

大阪の方

乙 十株 帳入値段 拾五圓貳拾錢
丙 十株 同 拾五圓四拾錢

東京の方

甲 三株 帳入値段 拾五圓
乙 * 四株 同 拾五圓廿錢
丙 十三株 同 △ 拾五圓六拾錢

(※ 過不足抽籤の結果四株となる、△帳入總代價を總個數八十にて除したるもの)

受渡期日前十五日間の賣買總代金を總株數で割つた標準値段は前例と同じく拾六圓五拾壹錢となり、錢位を四捨して拾六圓五拾錢とする、乙も丙も皆賣方であるから差益金はない、附加賠償をするのみである、其額は

大阪

株數	帳入値段	總代價
乙 十株	一五四二	一五二四
丙 十株	一五四四	一五四四

東京

株數	帳入値段	總代價
甲 三株	一五四	四五四
乙 四株	一五四二	六〇四八

定期取引

北濱と兜町

計	二十株	三〇六円	計	二十株	三〇八円六
百分ノ七		二一四四二	百分ノ十五		四六四二九

此分配は左の計算で出る。

大阪の方

$$\begin{array}{r} \text{乙} \quad 21,742 \times \frac{152}{152+154} = 10,764 \quad \text{拾圓六拾四錢} \\ \text{丙} \quad 21,742 \times \frac{154}{152+154} = 10,778 \quad \text{拾圓七拾八錢} \end{array}$$

となる、東京では

$$\begin{array}{r} \text{甲} \quad 46.29 \times \frac{45.00}{308.60} = 6.775 \quad \text{六圓七拾五錢} \\ \text{乙} \quad 46.29 \times \frac{60.80}{308.60} = 9.112 \quad \text{九圓拾貳錢} \\ \text{丙} \quad 46.29 \times \frac{202.80}{308.60} = 30.743 \quad \text{參拾圓四拾貳} \end{array}$$

である。

(東京でも大阪でも附加賠償は營業細則では各帳入値段に比例又は反比例することになつてゐて、株数のことは書いてないから一寸見れば帳入値段さへ同一であれば百株を違約せられた人も十株しか違約せられない人も同額の附加賠償を受ける勘定になるが、これは株数は當然勘定に這入るを解釋するのが至當だから、此處には株数の積を以て勘定した)

以上のやうに東京と大阪との賠償額の異なるのは全く附加賠償の多少によるのであるが、此賠償額の多少は頗る研究を要する問題で、實損額より多きに過ぎると却て賠償を受けた方が有利になり仲買人が相手方と通謀して故意に一人を犠牲として違約させるといふ弊害を生ずる恐あるから、可成違約をなからしむる爲めには寧ろ賠償を寡くするがよいと思はれる。以前には實物賠償即ち買方が違約した時は取引所が買方に代つて代金を出して其株を受取り、賣方の違約した時には取引所が其株を立替へて渡すといふことも出来るやうにしてあつたが、大正四年七月の改正で現在

定期取引

の差金制のみに一纏めにして仕舞つたのである、實物賠償は賠償の性質から云ふと最も理想的であるが賣方違約の場合には其株を賣る者がなくて手に入らぬといふ恐れがあるので結局は差金制に落ちて仕舞ふから斷然實物賠償を撤去して仕舞つて、差金の賠償のみに止めたのである。

(一) 中間違約

中間違約といふのは仲買人が受渡日迄に其建株に對する證據金、仕切差金、帳入差金等の計算差金、手数料、及び證據金代用證券の價格に不足を生じた時に其不足額を差入れないのを云ふのである。

(違約の意義を示してある營業細則の條文を擧げると東京では「仲買人定期取引ノ約定ニ對シ賣買證據金、賣買差損金、計算差金若ハ第二十條第二項ノ不足額(代用證券ノ價格下落ニヨル不足額)ヲ納入セス又ハ受渡ヲ履行セサルトキハ本所ハ之ヲ違約處分ニ付ス」(八十條)大阪では「直取引延取引定期取引ノ約定ニ對シ受渡ヲ履行セズ又ハ賣買證據金、賣買手数料若クハ賣買差損金其他計算差金等ヲ差入レサルモノアルトキハ

其仲買人ヲ違約者トシ左ノ各條ノ規定ニ依リ處分スルモノトス」(八十條)としてゐる。之れによつて見るに東京では手数料の不納入を違約とせない、併し日々の計算では手数料も賣買差損益金等と一所に差引して仕舞ふから、計算差金といふ内に籠らせてあるのかも知れないが、それならば細則で賣買差損金、計算差金と並べる必要はなく唯計算差金だけで差損金をも包含せる筈である。又大阪では代用證券の價格不足額の不納入を違約とするか否やは疑はしい。併し計算差金等の等の内に包含させてゐるのかも知れない、さりとは窮した書き方である。

即ち受渡違約は仲買人と仲買人との關係であるが、中間違約は仲買人と取引所との關係で、賣買約定の違約ではないから之を違約といふのは不穩當なやうだが、仲買人は取引所に對しては、計算差金、證據金等は必ず差入れるといふ約束を前以てしてあるのであるから、此約束の違約と云はば云はれぬことはないが、要するに取引所と仲買人との關係に過ぎない、それを違約の處分に附して相手方の仲買人に影響させ、期日には受渡が完全に出來るかも知れないのに、それ迄に處分をして仕舞

定期取引

ふといふのは少しく面白くない氣持がするが、昔からの慣習でかくなつてゐるのである。

中間違約がある時、先づ違約した仲買人の賣買を差止め、違約の日から十五日以内に取り引所が他の仲買人を選定して、其違約した建株の轉賣買戻をさせて、差損益金を算出して損金は身元保證金其他の預り金から取り、益金又は剩餘金が出来たときは東京では之を違約者に返却するが、大阪では違約追償といふ名の下に之を違約せられた者の株數に應じて分配するにしてある。

違約した株が賣買中止とか禁止とかで定期で賣買が出来ない場合には競賣買戻が出来ないから入札賣買で處分して仕舞ふ、孰れにしても其建株を他人へ移轉するのはである。

提供證券だけは其仲買人が中間違約をした場合でも違約の内に加へずに、受渡期

日を待つて、他の仲買人を選定して受渡をさせるのである、若し其提供證券が委託者の名義であつたときは、其預り證と引換へでないで、受渡代金を渡さない。

中間違約が當月限納會後受渡日迄に當月限に就て起つた場合は轉賣買戻が出来ない、さりとて一兩日の間に入札賣買を行ふて人を代へるといふことも困難だから、此時だけは止むことを得ず受渡違約と同様の處分をする、併し違約其ものは決して受渡違約ではない。

立會停止又は臨時休業中に違約者が出来たときは、受渡の日が来て受渡違約となるものは受渡違約の處分をなし、受渡期日前に解停又は開會したときは、中間違約の處分をする。賣買禁止等で賣買を爲すことが出来ない場合に違約者が出来ると受渡違約の處分をする。

直取引、延取引は取引所で賣買擔保の責任を負はないから、違約があつても仲買

人間の相互の處置に一任する、併し違約者の總計算上剩餘金のある場合又は賣買證據金を取つた場合は、其金額限りで相手方に分配する、其計算は東京は違約が後場立會前に生じたときは前場の平均値段により、後場立會後に起つたときは其日の公定相場を標準として差損益を算出し被違約者の利益は違約者の剩餘金があつた時に限り其剩餘金を分配する、其金額が被違約者の利益に不足の場合でも取引所は關係せない、大阪では違約の翌日の公定相場を標準として、約定値段との差益金を違約者の剩餘金又は直取引の賣買證據金を限度として、被違約者に支拂ふ、不足の分は被違約者の損である。標準とする平均値段や公定相場がなかつた時は取引所は五名(大阪は三名以上)の評價人を仲買人中から選定して標準値段を評價させるのである。定期取引の中間違約で違約者に代つて轉賣買戻をすべく選定せられた仲買人には委託手数料と賣買手数料との差の半分を違約者から支拂ふことになつてゐる。

第五章 直取引と延取引

直取引といふのは賣買取引をした翌日の午後一時限り受渡をするもので、延取引は三日以上百五十日以内で豫め受渡の日を定めて賣買するもので、孰れも賣買の單位は常人同志の自由に一任してあるから、相手方さへあらば一株でもよいのであるが實際は東京でも大阪でも申合規則といふのを作つて、單位を定期同様十株としてゐる。延取引は明治三十五年七月の限月短縮の際に定期の先限代用に行はれた切りである。恐らくは定期取引が現在のやうである限りは行はれることはあるまいから茲には省いておく。

直取引は以前は競賣買で行へたが、後にも述べる通り法律の改正で相對か入札かの賣買方法によらなければならぬことになつた。競賣買でやれぬ故に轉賣買戻も出

直取引と延取引

來ず、必ず受渡をせなければならぬ。又定期のやうに或場節で賣つて直ぐに買ひ戻して賣買關係を脱退することや、「バイカイ」と云ふて一人で同時に賣と買とをすることが出来ない、其上取引所では擔保の責任を負はない、だから投機には非常に不便である、これが現在取引所で行はれず又行はれても定期に比して著しく振はない理由である。

以前には競賣買法が用ゐられて、受渡迄は取引所が擔保することゝなつてゐた、のみならず政府も直取引専屬の仲買人を設けて獎勵したから、四十二年頃は盛んに行はれて、定期の其株の賣買高を凌駕する程であつた、これには預け合といふ繰延方法もあり、事實上の轉賣買戻をも行へたのが原因であつたのは争へないが、競賣買方法である事が便利であつたには相違はない、預け合といふのは取引所へは毎日午後一時限り受渡が濟んだとして届け出でると取引所の擔保責任は免除となる。

事實は現株と代金の受渡をしたのではなくて、直取引精算組合といふのがあつてこれが取引所のやうな作用をしてお互の信用で、日歩をとつて繰延べてゆく、買方で株が欲しいと思へば何時でも代金を支拂つて株を受取る事が出来る、賣方で代金が欲しいと思へば株券を差出して何時でも代金を受取れる。

又繰延べた分に對しては毎日々々前場の大引を標準にした爲換値段といふのを定め此値段との差金を受拂して値段を其日の爲換値段に引直す、例へば昨日後場に百圓で賣買したのが其日の爲換値段が百十圓であるとすると、精算組合では賣つた方から十圓を取つて買つた方に十圓を支拂つて、百十圓の賣買としておく、翌日の爲換値段が百十五圓に上つたときは更に賣方から五圓をとつて買方に五圓を支拂つて、値段を百十五圓とする、相場の高下が激しくて後場の引が前場の爲替値段より五圓以上も變動すると後場の引に引直しをやる、之を二度勘定(略して二度勘)

直取引と延取引

と云つてゐる。

こう云ふ便利な方法で賣買せられるのだから、盛んに行はれたのも無理はない、然し便利であるだけ一方に弊害が出来る、相場が不利益になつた仲買人が、徳義も信用も無視して、此差金を差入れなかつたら忽ち精算組合は壊れて仕舞ふ、取引所では受渡が済んで仕舞つてあるから改正以前でも擔保の責任はなかつた、(現今では初めから擔保の責任を負はない)結局相手方が泣き寝入りになる外はない、明治四十四年四月に東京で新東株の買占めに失敗した三輪商店が此實例を示した、そこで主務省も五月の二十一日に斷然直取引の競賣買や預合其他差金取引禁止の令達を出して、其投機的興味を奪つて仕舞つたので、其實行期たる七月一日からは火が消れたやうになつた。

其後東京では再三直取引に競賣買方法を許されんことを仲買人から主務省へ請願

したが許されないで結局相對賣買といふ名の下に實は以前と殆ど同様な直取引をやつて、秘密に預け合や繰延べを行つてゐる。大正三年九月の取引所法改正で直取引や延取引には競賣買方法を用ゐることは許されないことになつた、併し事實は以前と變りはない。大阪では四十四年七月以來殆ど直取引は行はれないで唯國債と尼紡や興業銀行株位に言ひ譯に賣買をさせ、しかも取引所では賣買奨励金といふ名目で其手数料だけを返却してゐた。それが大正五年の三月十五日から商船、同新、南滿鐵道新、郵船新、鐘紡新、大阪鐵工所、泉尾土地株の七種を特殊株として、相對賣買で直取引を行ふことにした、其後宇治川水電、鬼怒川、合同、日本製糖、東洋製糖、播州鐵道、明治製煉、久原鑛業新株だのが殖れて日々々の出來高も千三四百株となつた。併し定期に比すれば九牛の一毛である。其後仲買人中にも直取引に興味を持つたものが出て郵船株を賣買することにして一般の委託者の注文をも取扱ひ、代

直取引と延取引

金の立替等をもやり、又同一仲買の同時の賣買即ちバイカイも理論では直取引の性質上出来ない筈であるが、實際客の注文を受けることになれば出来なければ窮屈で商内がせられないとの理由の下に、許すことゝなつたので、此株の賣買が盛になり一日八千株も出来るやうになり値札も多くかゝるやうになつた。

尤も此等の仲買人で株祭會といふのを組織して毎日日本場大引後受渡値段といふのを定め差金を損方から差入れて、翌日の受渡迄幹事の手に預つておくといふやうな方法をして、内實は東京同様にしてゐるらしいが、繰延べや預け合を以前のやうにやれないといふことが、どうしても不振の原因であるのは疑ひない、と云つて法規が改正せられない限り以前のやうな方法を探ることは出来ぬ、之れは法律が時勢の要求に適合せないことを示してゐるのであるまいか。大阪の直取引申合規定を左に示しておく。

直取引申合規定

- 第一 直取引ハ相對賣買トス
- 第二 直取引ハ定期取引立會日ニ限り市場ヲ開キ定期取引立會前五分ニ始マリ同立會後十分ニ終ルモノトス
- 第三 直取引ノ賣買物件ヲ分チテ普通物件及特殊物件ノ二トシ各其銘柄ハ取引所ト仲買人組合委員トノ評議ヲ以テ之ヲ定ム但之ヲ變更スルトキ亦同シ
- 第四 直取引ハ賣買者双方ヨリ其賣買ノ數量及價格ヲ取引所ニ申告シ又ハ取引所カ其成立ヲ認メタルトキ場帳ニ登錄シ且ツ判取ヲ爲スモノトス
- 第五 場帳ノ補正ハ判取ノ際ニ於テ取引所カ正當ノ申出ナリト認メタル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得
- 第六 直取引ノ賣買値段ハ取引所カ場帳ニ登錄スル毎ニ之ヲ市場ニ揭示スルモノトス
- 第七 直取引ノ受渡ハ當日前後場ノ賣買ノ分チ翌日午後一時マテニ取引所ニ於テ執行スルモノトス
- 第八 前項受渡ヲ履行セザル場合ハ取引所ハ營業細則違約處分ノ規定ニ據リ處理スルモノトス
- 第九 賣買手數料ハ百五拾圓未満一株ニ付金壹錢トシ以上百圓ヲ加フル毎ニ金壹錢ヲ増スモノトス
- 第十 委託手數料ハ現行定ムル所ニ依ル
- 第十一 直取引ノ賣買證據金ハ一仲買人ニシテ各銘柄ヲ通シテ千五百株以上ノ賣買ヲ爲シタル場合ニハ其超

直取引と延取引

過株數ニ對シ一株ニ付各金五圓ヲ徵收スルモノトス

第十二 直取引ノ委託證據金ハ各株ニ付一株金五圓以内ヲ徵收スルモノトス但委託者ト特約アル場合ハ此限

ニアラス

第十三 直取引ニ關シ委託者カ前第十二項ノ委託證據金若クハ受渡物件又ハ受渡代金ヲ提供セサルトキハ仲

買人ハ其委託物件ヲ適宜處分シ且ツ損失金ヲ委託者ニ請求スルモノトス

第十四 仲買人ハ直取引ニ關シ一定ノ帳簿ヲ必ス使用スルモノトス

第十五 仲買人ハ直取引代理人一名ヲ使用スルコトヲ得

第十六 直取引代理人ノ氏名ハ市場ニ揭示スルモノトス

第十七 本申合規定ハ仲買人組合委員會ノ決議ニ依リ取引所ノ承認ヲ經ルニ非ラサレハ變更スルコトヲ得ス

第十八 本申合規定ハ大正五年三月十五日ヨリ施行ス

定期と直

定期取引では投機には都合よいが放資即ち現物の賣買には不便である、それは今日賣つても早くて月末遅いのは三月先きの末日でなければ金にならず、今日買つて

も同様に早くて月末でなければ現株が手に入らない、勿論當限を買つて先限を賣るといふ鞘取り方法もないではないが仲買人以外には容易に行へない、直取引は放資即ち現物の賣買には便利である代りに投機には不便である、これを調和させて双方の長所を取つたのが以前のヂキ即ち預合や繰延べ附の直取引である、で方法のみから云ふと定期取引に勝つてゐる、唯不徳義な仲買人があつて弊害を醸すところがあるから適當な方法を講じて此弊を少くし得れば實に理想的であると思ふ。株式取引所は米穀取引所と違つて種類が多いから、各種の賣買し得る時間といふものは非常に短かい、普通株で前場に二回、後場に二回各數分間より無い、特殊株にしても一日に二回殖わて六回になるだけである、其弊賣買の無い株にも相當の時間を割いてゐるこの空費する時間を積算すると多いものである。一方經濟界の状態は絶えず變動してゐる、此變動に應じて賣買を試みやうと思ふ者も機會が尠いから賣買出來ずに商

直取引と延取引

機を逸して仕舞う。直取引であると此不便がない、著者は將來定期取引は何等かの方法で直取引に似たものに代はるべき運命を持つてゐると断言する、東京が立會場を二つにしたり、東株、東新の立會を第一、第二と二つにしたりしたのも、大阪が特殊株と普通株とに區別して、賣買の盛んに行はれる特殊株だけを三回の立會にしたのも皆此れを實現する道程に在るものだと信じてゐる。

第六章 仲裁判断

仲買人間又は仲買人とお客との間に起つた紛議で、其争ふてゐる双方から取引所に請求すると、取引所は民事訴訟法の仲裁手續規定に従つて之を判断する。判断をする爲めには役員から四名と仲買人から四名の仲裁委員を互選して理事長の承認を受ける。

委員の任期は二ケ年で（東京は一年）隔年の十二月（東京は毎年の十二月）に改選する。併し仲裁中の事件が終らない内は任期が満了しても尙ほ其任務を免れることが出来ないのである、委員は委員長を互選して仲裁判断の時に裁判長のやうな仕事をさせる。仲裁判断すべき争議に利害關係のある者は假令委員であつても参加することは出来ない。此様な場合や缺員を生じたときには役員又は仲買人で選舉して補充する但し委員長が不必要だと思へば延期することが出来る。委員長は或る特別の事件で必要と思へば特に數名の委員を指定して仲裁判断を爲さしめることが出来る。委員なり委員長なりは正當の理由なくして辭任することは出来ないのである。仲裁判断を請求した者は實費を負担せなければならぬ。

仲裁判断は書面に記載して作成の年月日と仲裁人の署名捺印をして原本は送達證書を添へて管轄裁判所の書記課へ預け正本は各當事者に送達するのである。仲裁事

件の顛末は詳記して委員長及び係員が記名捺印の上取引所に保存しておく。

此仲裁判断といふのは外國の取引所に行はれてゐるのを、翻譯したので國情を異にしてゐる我邦では不適當な感がある。それかあらぬか以前から餘り利用せられてゐなかつたが、近頃取引所法の改正後大阪でも兩三回判断をしたことがある、これは一つは餘り世間に知られてゐない爲でもあらう。

仲裁判断の効力は當事者の間では丁度裁判所の判決と同様であるが、相手方が判断の通りに行はないときは強制執行をせなければならず、之れには裁判所で執行判決を得なければならぬのである。

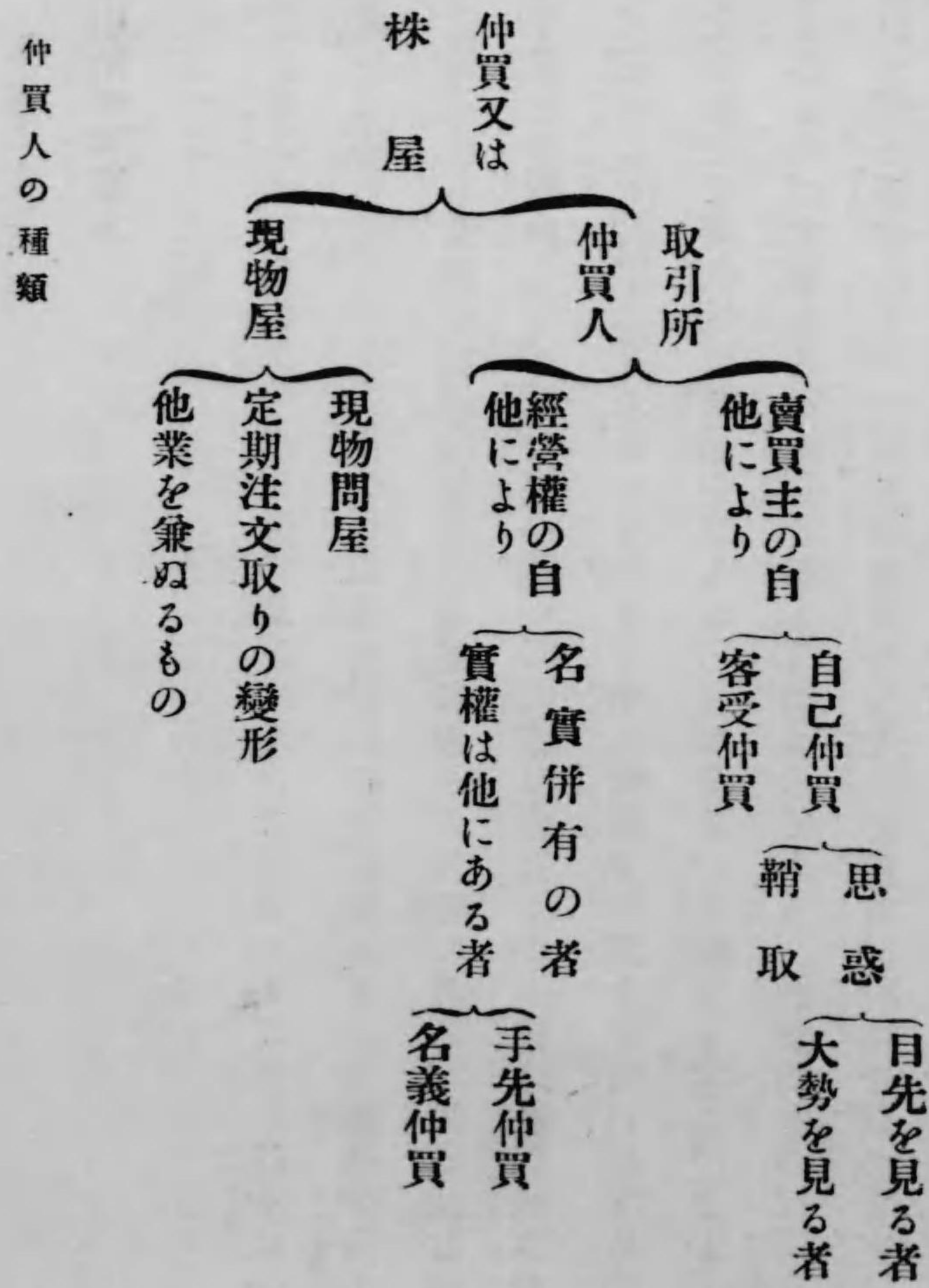
第二編 仲買人

第一章 仲買人とは何んなものか

取引所仲買人といふのは取引所法によつて農商務大臣の免許を受けて其取引所で賣買をすることの出来る一種の商人で、性質は問屋によく似てゐるが全く問屋でもない、問屋ならば取引所の相場のあるものならば客の注文を呑んでおくことも出来るが仲買人ではこれが出来ない、又問屋は必ず他人の爲に物品の賣買をする者で、自分の爲ばかりで他人の注文を受けずに賣買するのは問屋ではない、處が仲買人は他人の注文を受けて賣買をすることも出来るが、又自分の爲ばかりで賣買をして、他人の注文は一切断るといふことも出来る、これが問屋と違つてゐる處である。

第二章 仲買人の種類

仲買人と云つても百萬長者もあれば、借金を山ほど背負ふてゐる者もある、客の注文を専門に取扱つてゐる仲買人もあれば、自己の思惑専門の仲買もある。現物と鞘取りとをやる仲買もあれば、他の有力な仲買の手先となつて働いてゐる仲買もある。又世間で一般に仲買とか株屋とか云つてゐる者の内には取引所の仲買人でない現物屋をも含んでゐる、此等进行分类して見ると左のやうになるが、實際は彼是兼ねてゐるので判然と區別がつかないのが多い、又こんな名稱の仲買があるわけではない、唯其店のやり振りで區別する迄である。



甲、取引所の仲買人

一、賣買主から見た區別

(一) 自己仲買　といふのは自分の思惑ばかりで賣買をして客の注文は一切受け
ないか或ひは極めて止むを得ない得意先の分だけを受けるといふ類の仲買人である
この自己仲買にも全然投機機なものと放資的なものと二種がある、投機機なのは所謂
思惑師で買占め賣崩しなど随分思ひ切つて大膽な賣買をやり相場を變動させること
がある。此内にも「目先師」と云つて近き將來の騰落を豫測して賣買をするのと、經
濟界の大勢を見て持久的に思惑を立てるのがある、市場で「大手筋」とか「大手」と
か云つてゐるのは大概此んな仲買を指して云ふのである。放資的なのは所謂鞘取り
で、これは頗る堅實に定期の當月限を買つて先限を賣り、現物で買つて定期へ繋ぐ
といつた方法で値段の差額を利するのを目的としてゐるのだ、勿論此兩方を兼ねて

ゐるものもあるが、概して自己仲買は資産の豊富な者が多い、それで市場にて薄資の
投機者などは理由もなく唯大手の仲買が賣つたからとて賣り、買つたからとて買ふ
之を提灯を點けるといつて、時には思惑の邪魔になることがあるから、思惑をする
自己仲買では密かに手先仲買を使つたり、他の仲買に人知れず委託したり（之を玉
を這はすといふ）して、他の群小投機者に知られぬやうに賣買をすることもある。
自己仲買は思惑なり鞘取りなり相場が自分の思惑をするに適せないか、又は鞘が
附いてないと幾月でも賣買を行らないことがある。近頃の傾向は純然たる自己専門
の仲買は殆ど無く大抵は客受仲買をも兼ねてゐる、之れは客の委託證據金を利用し
得る利益があるからである。

(二) 客受仲買　といふのは主として客の注文のみを取扱ふ仲買で自分の思惑を
やらない。此類の仲買の内でも手数料本位で確實に客の注文を執行して客の建株は

仲買人の種類

取引所にも建つてゐるといふやうに努めてゐる者もあるが極稀れで、大概は呑主義で取引所の計算と客の計算と全く別にしてゐる。又それで法律上にも何等抵觸することはないのである。取引所が計算整理の便宜から即日仕切だの指定に或制限を置いてゐる以上は、如何に仲買人が客の賣買と取引所の賣買とを一致させやうと思つても、或程度迄しか一致させられないのである。又社會上から見ても之を一致させる必要は毫もないのである、それよりも仲買人が客に對する支拂能力を充分にするのが急務だと思ふ。

手数料主義の客受仲買は客の委託を正確に市場に出して、其委託手数料を収入としてゐるもので、資力も相應にあり頗る堅實な店である。併し仲買店は日常の経費が相當多く要るから確實な客が多くて餘程の注文がなければ收支が償はないので、此類の店は極めて少い、大阪でも東京でも六七十人の仲買人の内で指を折る程しか

ない。大阪の某店などは甲の賣と乙の買と同時に賣買出来た場合でも必ず兩建てする、翌日に甲が買戻して丙が新たに賣つた場合には兩建ての賣だけを落して残つた買と丙の賣とを更に兩建てするといふやうな遣り方をして取引所の計算方を泣かしてゐるほど、極めて嚴重に手数料主義を實行してゐるのがある。併し手数料主義の店でも大抵は客の賣と買とが同日に整つた時には即日仕切で落して仕舞ふ。これが東京である。仲買人は取引所の手数料を四割乃至五割も軽減してもらつて、客からは普通の委託手数料を徴収する利益がある、が大阪では四年四月十五日改正後本建も即日仕切も手数料額に異りはないから此餘得はなくなつたが、未だ以前の因習が残つてゐると計算整理に便であるからである。

呑主義の客受仲買は客の注文の全部又は幾分を自己の賣買と突合はせておくのである。例へば左の通りの客の注文があつたとする。

北濱と兜町

甲客 五十株賣 約定値段	壹圓	丁客 二十株買 約定値段	壹圓
乙客 三十株賣	貳圓	戊客 百株買	參圓
丙客 七十株賣	參圓	己客 二百株買	參圓
計 百五十株		計 三百二十株	

これが他の仲買の賣買なり又は自分の賣買で全部取引所で値段が出たとすると、甲乙丙丁戊己の客へはそれ々々其株數値段で賣買した旨を報告しておく、そして取引所へは壹圓で五十株、貳圓で三十株、參圓で三百株、合計參百八十株のバイカイを附ける（取引所法改正前には此バイカイをもつせずに即ち全然取引所の場帳に登録せしめず済ましておいた者もあつた、これが所謂呑屋である）取引所では仲買から指定がないから總てを即日仕切で仕切る建玉がないから證據金を取らない、客の建株は仲買の帳簿にある計りである。此バイカイの内容は、

壹圓の賣買五十株は 甲客賣五十株と丁客の買二十株自己買三十株

貳圓の賣買三十株は 乙客の賣三十株と自己買三十株

參圓の賣買三百株は 丙客の賣七十株、自己買二百三十株と、戊客の買百株己客の買二百株

である。結局自己の分は賣二百三十と買六十、差引百七十の賣である。だから此んな場合に相場が上ると甲乙丙客の損失は勿論であるが自己の賣百七十の損失が大き、加之甲乙丙客の内不徳義な客は不足金を支拂はないのがある、茲で薄資の仲買人になると丁戊己客に利益金は元より證據金も返へせないことになる、といふのは證據金も疾くの昔に自店の經費なり、他の客の利益金なりに支拂つてあるからだ。で色々の手段方法を講じて新たな客を吸集して其證據金で前の客の支拂に宛て、行く、其内に相場の變動で客が損をすると預かつた金を返へさずに済む、若し客が損をせない以前に、新たな客を吸集しても十分得られず、他に金策の方法もなくなれば其仲買店は寂滅だ。こんな仲買に限つて手数料を割戻すとか規定よりも少な

仲買人とはごんなものか

い證據金で客の注文を取扱ふとか、色々の甘いことを云つて客を釣る、時には立派な品物を贈つて地方の客の歡心を買ふのが多い。

結局客は何の事はない仲買人と勝負をしてゐるやうなものである。仲買人に限らず市場に出入してゐる者は「客は結局損をする者だ」といふ堅い信念を持つてゐる、斯く申す著者も大株此信念の誤らないことを知つてゐる、といふのは人の慾には限りがなく隴を得て蜀を望む人情で、トン／＼拍子に儲かつてゐる内は幸運我頭に宿ると自惚れて、益々やる、株數も初よりは漸次増してゐる、これが一朝相場の変動で大損失をせない限りは止めない。結局止めるときは、資金が不足でやりたくてもやれない時である。丁度藝妓や娼妓に深入りして金の切れ目が縁の切れ目になるやうなものだ。併しこれは小投機師たる客に就ての事で、放資家に對していふのではない。それでお客の大部分は小投機師であるから、結局損をして仕舞ふと極ま

れば仲買人は此等群小投機師の向ふを張つてゐれば早晚利益を得るに違ひない、これが以前の呑屋、今日のバイカイ屋の因て起る所以である。處が早晩は早晩で一月後やら一年後やら乃至は數十年後やら判らない、此時機到來迄に店が寂滅して仕舞ふことがある。殊に一本調子に相場が上がつた場合には客には買が多いだけ寂滅黨が屢々出てくる。仲買人に云はせると客の内には益金は遠慮なく取上げるが損失となる逃げを張つて出さない、忙がしい商賣で訴訟迄起こして取立つことは困るから其儘に捨てておくと仲買人の損失になる、だから此等の客に對する自衛上自己の反對賣買と組み合はして所謂呑み又はバイカイをつけておくのである、と云つてゐる。此事實も幾分含まれてゐるには相違ないが、前の理由に比べると稍や薄弱で自分の行爲を強て辯護してゐる嫌がある。つまり客は仲買人を撰擇し、仲買人も客を選擇することが肝要だが、これは容易なことではない、仲買人の支拂能力さへ

十分であつたら客にとつては其建株が取引所にあらうがなからうが、呑まれやうが呑まれないが少しも心配する必要はない、若し仲買人が資力に窮した者であつたら假令其建株が取引所に建つてゐても客には何にもならないのは丁度呑まれて仕舞つてゐたと同じ事だ。

二、實権者から見た區別

(一)名實併有の仲買 仲買人の多くは之れである、店の經營其他の實権を握つてゐるのは其仲買人本人であつて、名義も自分の名義である。此内には内部で出資者と匿名組合にしてゐるものも稀にはあるであらうが、それは判らない。

(二)實権は他にある仲買 仲買人は名義だけで實際店の經營、金銭の出納其他の實権は後援者(出資者)の手にあるもので、名義仲買ともいふべきものである。名義仲買とは少し違ふが、他の有力な仲買人其他の手先となつて働くといふ手先仲買

といふのがある。

手先仲買は前にも云つた通り他人の手先となつて賣買をするものであるが客受を兼ねてゐるものもある、或は仲買人となつてゐるといふばかりで日々主家へ行つてゐる市場での商内は極僅少なのがある、以前は甚しいのになると一ヶ月間一株の賣買もないのがあつた、これは毎月の取引所の揭示を見れば判る、併し或時機には驚くほど多數の賣買をすることがある、此類の仲買には以前有力な仲買店に永年勤めて居たのが主人から資本を出して貰つて仲買人となり、傍ら主家へ出入して其用をつとめてゐる者が多い、又銀行や資産家の手先となつてゐるものもある。大手筋の噂ある何某が頻りに買ふので何かよい材料があるものと思ひ込み吾れも〜と提灯をつけて相場を糶り上げる、處が實際は手先仲買をして自分が買ったより多い數を高い所で賣らせてあるので、結局判つて見れば買手と思つた何某は實は賣手であつたと

仲買人の種類

いふやうなことになるつて、提灯連はオヤ／＼といふ目に逢ふことがある。

名義仲買は大抵資力の盡きて支拂の停止をしたり、整理をしたりした仲買人が其名義を仲買人でない他人に貸し、それから資金を出して貰つて自分は月給と歩合位でやつてゆくものである。だから、月給仲買とも云はれる、隨て實權は其出資者か又は出資者の代表者にあつて自分は場立となつて命せられた儘に市場で賣買するのみである、甚しいのになると月給だけ貰つて自分は店へ出て來ないのもある。この種の仲買人は其出資者の意嚮によつて自己仲買ともなれば客仲買ともなるのであるが多きはハイカイ主義の客受仲買となるのである。

乙、現物屋

(一) 現物問屋 取引所の仲買人でない株屋の一つである、現株の賣買を主として行つてゐる。此内には東京の福島や紅葉屋、大阪の野村や竹原、黒川、濱崎、高

木、等の所謂現物團のやうな資産信用のある大きな店もある。此等の内には取引所仲買人を兼ねてゐる者もあるが取引所での賣買は定期への繋ぎ位で賣買が少い否殆ど無い。又一方には駈出しの微弱な現物屋もある。此等は現物に就て思惑を立て、賣買してゐる、東京でも大阪でも取引所以外に株友會といふやうな現物屋の團體があつて、此組合で現株の思惑をしたり、注文の株を賣買したりする、東京、大阪市中の此等現物屋の取扱ふ數量は統計がないから判然と云へないが、取引所の賣買高を凌駕するであらうといふことである、將來は益々發達するであらう。

(二) 定期注文取りの變形 した現物屋は近頃非常に増した、といふのは以前は各客受仲買には注文取りと稱する店員でもなく客でもない一種の仲立人があつた、これは客の注文を店へ取次いで、客から證據金を受取つて店へ渡したり、店から計算金や報告書を受取つて客に渡したりする役目をつとめて、其委託手数料の割乃

仲買人さばごんなものか

至二割を割戻して貰つて自分の所得としてゐたものだ、これが取引所法改正後「何人ト雖モ定期取引ノ委託ノ代理、媒介又ハ取次ヲ營業ト爲スコトヲ得ス」となつたので此等の注文取りは仲買店の方でも外交係の店員として仕舞つたが、仲買店でも營業税や何かの關係で、無暗に店員を殖やすといふことも出来ないから、過剰の間は勢ひ何等か自活の方法を講せなければならぬ、一方仲買店からの割戻を二割もくれたのが一割以下に下つたので現物屋の看板を掲げて、現物の口錢を收得するやうになつた、それで實際の仕事は定期なり現物なりの注文の取次である、此等の注文取りが何かの機會に儲け出すか又は金を持つて、仲買でもしてみやうかといふ慾の深いお客の後援を得たときには仲買人となることがある。

(三)他業を兼るもの 之は電話、債券、土地家屋の賣買媒介、などの手片間に現物賣買を兼ねてゐる者で、專業でないだけに取扱高も僅少であるから云程のとはない、

第三章 仲買人の資格

日本人で青年の男子ならば誰でも政府の免許を受けて仲買人となれる、取引所法改正前には二年以上其取引所に關する商業に従事してゐた満二十五歳以上の商人に限られてゐたが、改正後には此制限を廢せられて誰でもなれることになつた、これは優良な仲買人を自由に選擇し得る爲めにとて、制限を引下げたのであるが、取引所なり、仲買人組合で人員や資格や手續きを制限してゐることを認めてゐるから結局大して寛になつた譯でもない。

そこで成金などで慾深の連中は、困つて居る仲買人の名義を借りて實權を自分が握つて營業をする所謂名義仲買人を生ずるに至つた。(取引所の定款では之を嚴禁してあるが實際に行はれ難い) 取引所で賣買の出来るのは仲買人(會員組織では會員

仲買人の資格

と仲買人) だけで他の人は賣買が出来ない。其代り仲買人は假令お客の注文でも取引所でした賣買に就ては絶対に自分が責任を負はねばならないのは前にも云つた通りであるがお客は取引所に對して何にも責任がない、此點が仲買人の吞が起る一原因になるのである、客が大きな損をして所謂『足を出して』逃げた、其株は取引所に建株として残つてあつたので、差損金を徴收せられる、仲買人は客から一文も取れないから取引所へ待つてくれと申込むことは出来ない、差入れなければ賣買を差止められて、違約處分に處せられ、身元保證金の内から差引かれて其上除名せられる。コンナつまらぬ話はない、この危険防止の爲めに吞行爲が行はれた(吞は此危険防止のみではなく、客は結局損をする者だから、之に向つてゐれば、終局には勝利を得られるものとの觀念に基いてゐることも争へないが) 現今では此吞が『バイカイ』と變形してゐるが。そんなら此様な不徳義な客の注文を斷ればよいではない

かといふ理窟も出るが、客の良否を識別することが困難なるのみならずそれでは商賣が立ち行かない。従來客の選擇を嚴重にやつた仲買人は大抵失敗してゐる。それで誰彼なしに客の注文を受けてゆく内に其注文の仕振りなどを見て客の良否を判別して堅い客ばかりを残してゆくといふ方法を取つてゐるのが一般の遣り方である、其殆ど淘汰し終つた店は今日では無暗に薄資な群小投機師の注文を受けずに昂然と構へて人も堅い店で許してゐるが、大抵はそれ迄に自己の思惑の失敗やら不良の客が多かつたりして所謂南瓜を割つて整理をするの餘儀ない破目に陥るのである。

仲買人になるには日本臣民で満二十歳以上の男子であればよいとは云ふものの、次の各項に該當する者は仲買人になることが出来ない。

- 一、家資分散者、破産者、取引所法によつて除名せられて其日から五ヶ年経たぬ者、婦女、未成年者
- 二、懲役又は重禁錮一年以上の刑に處せられた者
- 三、刑法第二編第十六章乃至第十九章、第廿三章、第卅五章乃至第三十九章、舊刑法第二編第四章第一節乃

仲買人の資格

至第五節、第二百六十條乃至第二百六十二條、第八章、第九章第三節、第三編第二章第一節、第二節、第四節乃至第六節によつて刑に處せられた者が形の執行を終り又は其執行を受けないやうになつてから五年を経過せぬ者

四、刑法第二編第五章乃至第七章(東京では十二章、十三章を加ふ)第二十章、第二十一章、第二十五章、第九十七條、百九十八條、第三十二章、第四十章の規定によつて三ヶ月以上の懲役又は禁錮に處せられて刑の執行を終り又は其執行を受けなくなつてから三ヶ年を経たない者

五、通貨及證券換取締法、明治三十八年法律第六十六號、紙幣類似證券取締法、印紙犯罪處罰法、商法第二百六十一條、明治二十三年法律第三十二號商法第三編第九章、同年法律第一百號、保險業法第九十八條の三の規定により刑に處せられた者で刑の執行を終り又は其執行を受けなくなつた日から五年経たない者

六、取引所法第三十一條乃至第三十二條の五の規定により刑に處せられた者で刑の執行を終り又は其執行を受けなくなつてから五年を経ない者

七、仲買人の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其他の従業者で其仲買人が吞行爲で脱税をした時に其れに關與したと認めらるゝ者で、其仲買人が處罰を受けた日から五年経たぬ者

此外株式と米穀といふやうに二つ以上の取引所の仲買人となり、又は取引所の役

員になることは大正三年九月から許されない。以前でも取引所の理事は其取引所で賣買が出来なかつたから事實上仲買人を兼ねることが出来ないが監査役は差支へなかつた、處が改正後は監査役も不可ないといふことになつた。若し仲買人が他の取引所の仲買人の免許を受け又は役員としての認可を受けたときは前の仲買人の免許は其効力がなくなる、反對に役員が仲買人になつたときは役員は失職となるのである。此規定は役員が仲買人を兼ねると役員たる地位を利用して自分の都合なやうに偏頗な處置をする恐があるのと、二つ以上の取引所仲買人となると職務に忠實を缺くといふ恐があるからである。併し仲買人が自己の腹心の者を他の取引所の仲買人にしてたり又は其取引所の役員にしたりした場合は此規定も實際の効果が極めて薄弱になる、勿論政府は此様な場合には認可を與へないと云ふかも知れぬが、由來個人の内幕は當人以外容易に窺知することの出来ないものであるから結局大した効力のない

ものだとも云へる。

第四章 仲買人となる手續

仲買人となるには其取引所の仲買人二名以上の紹介で、次のやうな願書に履歴書
市區町村長の身分證明書、納税證明書並に資産調書を添へて、仲買人組合に豫め
組合加入の承認を受ける、願書や履歴書等の書式は次のやうである。

履歴書

(美濃紙)

現住所

氏名

- 一、既往及現在ノ職業又ハ職務
各職業又ハ職務ニ付其始終ノ年月、之レニ従事シタル場所、他人ノ使用人タ

ル關係ニ付テハ各雇主ノ氏名、住所、其受ケタル報酬又ハ収入ヲ記載スルコ
トヲ要ス

二、學歷

- 三、刑罰又ハ家資分散若クハ破産ノ宣告ヲ受ケタルコトノ有無

- 四、現ニ取引所ノ役員又ハ仲買人タラサルヤ否ヤ

- 五、曾テ取引所ノ會員又ハ仲買人タリシ者ニ付テハ其廢業ノ事由及除名セラレタ
ルコトノ有無

- 六、犯罪ノ嫌疑ノ爲メ起訴セラレ裁判確定ニ至ラサル者ニ付テハ其ノ罪名并裁判
ノ經過

右之通相違無之候也

年 月 日

氏 名 印

注意 履歴書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

仲買人となる手續

北濱 〆 兜町

一、戸籍謄本

二、刑罰ヲ受ケタルコトナキ者ハ其旨ノ市區町村長ノ證明書、刑罰ヲ受ケタルコトアル者ハ其ノ各罪名、刑、判決確定ノ年月日及刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル年月日（各罪名等ハ取引所法第十一條第三項ニ掲ケタルモノナルト否トヲ問ハス又判決確定ノ日ノ新舊ヲ問ハス總テ之レヲ記載スルコト）ヲ詳記シ其刑罰以外ニ刑罰ナキ旨ノ市町村ノ證明書
三、家資分散又ハ破産ニ於テハ前號ニ準シタル證明書

資産 調 書

一、資産之部

土 地	所在地、坪數、時價見積價格
家 屋	(同上)
記名有價證券	種類、個數、時價見積價格
無記名有價證券	(同上)
其ノ他ノ資産	
計	總見積價額

圓

二、負債之部

三、納稅之部

納 稅 額

其ノ總額

圓

地租、所得稅、營業稅ノ最近三年ニ納メタル各年度近ニ
(最家督相續ヲ爲シタル者ニ付テハ其ノ被相續人ノ納稅
ヲモ記載スルモノトス)

右之通相違無之候也

年 月 日

氏 名 印

注 意

一、不動産ニ付テハ登記簿ノ謄本ヲ添付スヘシ(但登記抄本又ハ稅務署ノ土地臺帳謄本ヲ以テ之レニ代ユルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其取得ノ年月日及抵當權ノ有無若シ之レアルトキハ其ノ債務額ヲ附記スヘシ)
二、記名ノ有價證券ニ付テハ取得ノ年月日ヲ記載シタル當該會社ノ證明書ヲ添付スヘシ
三、前二項以外ノ資産ニシテ其ノ存在又ハ取得年月日ノ證明方法アルモノハ成ルヘク證明書ヲ添付スヘシ
四、納稅ニ付テハ地租、所得稅、營業稅、以外ノ國稅ヲ記載スルヲ妨ケス

仲買人ニなる手續

五、相續税法施行後相續ヲ爲シタル者ハ其相續税額ヲ記載スヘシ

仲買人組合では仲買人全体に無記名投票で可否を決する、一人でも否とする者が
あると許さないが大抵此場合には組長たる委員が心當りの仲買を訪ふて其調和を圖
り結局一人も否む者がないやうになつて、始めて認可して書類を取引所に提出する
取引所は之に意見を書き添へて農商務大臣に差出すと詮議の上で免許状を取引所に
送つてくる、取引所では本人に通知して十五日以内に身元保証金三萬圓と免許料
百圓に相當する収入印紙を貼つた請書を差出させて免許状と身元保証金の預り證と
を渡す。身元保証金は取引所で定めた有價證券で代用することが出来る、其額も取
引所で違ふが五千圓より下げることが出来ない、東京と大阪とは三萬圓で全國中の
最高である、で取引所は之を金庫に供託する(身元保証金の額は二十頁の表にある)
仲買人が免許を受けた時は取引所に對して法令並に定款營業細則其他取引所の定め

た一切の規則を遵守する旨を認めた誓約書を差出さねばならぬ。

以上の手續が済むと取引所は其仲買人を何れかの組に編入し番號(東京は商號)を
つけて、市場に掲示した後賣買を爲せる。又取引所は誓約書を受取つた上で、招牌
を渡して仲買人の店頭に掲げさせる、東京では黒塗の板へ横に株式會社東京株式取
引所仲買人何某と金文字で記して上に△とか○とか商標が付いてゐるが、大阪は一
尺五寸に一尺位の眞鍮板の中央に◎の記號を附けて其上に英字で下に日本字で株式
會社大阪株式取引所仲買人何某と彫刻してある。

仲買人の人數は定款で定めてある、大阪は七十人以内、東京は九十人以内である
其他の取引所でもそれ／＼制限を置いてあるから、全國で最も多い時でも千四百四
十八人を超へることがない。此各取引所の仲買人員制限數も二十頁の表に擧げてお
いた。

仲買人となる手續

第五章 仲買人の義務

仲買人は取引所の定めた区域内に営業所を設けなければならない、又本店以外に支店、出張所、又は取次所の類を設けて買買取引をすることは出来ない。

仲買人が営業上使用する帳簿は仲買人組合で定めて取引所の承認を受けたものによらなければならない、其帳簿は使用中は営業所に備へ置き使はなくなつてからは十年間保存する義務がある、

次の場合には取引所は仲買人に営業停止を命じ又は農商務大臣の認可を得て除名することが出来る、此場合農商務大臣に其旨を報告する、

- 一、正當の事由なしに三ヶ月以上賣買せぬ者又は賣買僅少で之に準すべきものは除名する、

二、仲買人が前に述べた家資分散、破産や刑罰に處せられる等、仲買人となり得ない者となつたり、取引所の定款によつて仲買人になり得ない者となるべき刑の宣告を第一審で受けた時には、其判決確定する迄営業停止をする。但し場合によつては之を猶豫することがある、

三、仲買人が他人に名義を貸し(内實は秘密に行はれてゐるが)又は不正の行爲、不穩當な賣買をして取引所の信用を害し、或は取引所なり仲買人の營業に妨げをした者は過怠金を取るか營業停止をさせるか重い者は過怠金と營業停止とを課し最も重い者は除名する。

四、仲買人が身元保證金、賣買證據金、手数料、取引税、賣買差損金、其他の計算差金を納めなかつたり、又過怠金を指定の日迄に納めない者は除名する、但し事情によつては三ヶ月以上の營業停止又は其上に過怠金を納めさせて除名に

仲買人の義務

代へることがある。

五、仲買人が身元保証金又は賣買證據金に付裁判所より拂渡差止の命令を受けた場合に取引所の指定の通りに相當の金額を納めない者は四の場合と同様の處分する。

六、仲買人が租税滯納處分により身元保証金又は賣買證據金を差押へられた時は

四の場合と同じ處分する。

七、受渡をせない者は除名する。

八、他人の有價證券を身元保証金に代用した者は營業停止、又は其上に過怠金を課するか、重い者は除名する、

九、廢業などの時に身元保証金の返付を受くる權利を他人に讓渡、又は質入若くは讓渡質入の豫約を爲した者は八と同じ處分をする（八と九とは薄資の仲買人

が身元保証金までも他人に借りて營業をすることを防いだのであるが、名義仲買人といふやうな者があることから見れば實効は疑はしい。）
十、仲買人組合で定めた委託手数料を客に對して減額した者、過怠金又は營業停止。

十一、以上の外取引所の法令、定款、營業細則に違反して、取引所の秩序を紊す

と認められた者は過怠金、營業停止又は此兩方、重いのは除名する。
四、五、六、に當つて營業停止せられた者が、二週間以内で取引所から指定する日迄に金額を差入れないときは除名する、又八、九、十一、に當つて營業停止せられた者がその事を止めないときも除名する。

營業停止中は仲買人が取引所から交付した招牌を掲げたり、新たに注文を受けたり、營業廣告をしたり、相場を揭示したり、相場表を配つたり注文を受けに廻つた

りすることは出来ないが、之れが實際の取締は非常に困難だ。

營業停止の處分を受けた仲買人は停止中でも取引所の承認を受けたときは、取引所から指定する期間内に取引所に於ける取引結了の爲に賣買取引をすることが出来る

これは残つた建玉の處分をする爲めに必要なことであるが「取引所に於ける取引」の範圍は至極曖昧である。停止の時に「取引所に残つてあつた建株」であるか「仲買人の帳簿に残つてあつた建株」であるか判然せぬ。前の方の意味に解すると、取引所で小口落し利益落即日仕切で落ちて建株は皆無であつた場合は此規定にはまらないから、停止期間内に賣買が出来ない、然るに仲買店では客の建株が残つてあるが、其轉賣買戻の注文を受けることが出来ない、又受渡期日が来ても停止中であるから「附出し」も出来ない隨て取引所を経て受渡が出来ない不都合が生ずる、後の方の意味にすると取引所では停止の際に建株皆無であつたのが、停止中に建株が出来ることになる、例へば甲客の賣と乙客の買とが取引所では即日仕切か小口落乃至利益落で落ちてゐたのが、停止になつてから、乙客が轉賣の注文をした場合に、以前の買建は取引所に於ける取引であつたから、其取引結了の爲めに轉賣する、すると取引所では新たな賣建(甲客の賣に當るべき)となる。結局營業停止をせられても停止前と異ならない結果になる。だから若し仲買人が營業停止の事實をお客に隠して盛んに注文を受けたときは證據金を融通することも出来る。大阪では此弊を防ぐ爲めに停止と同時に其

際残つた客の建株を書き上げさせて、之を限度として賣買を許してゐる。併しこれも仲買人の方で實際より餘計に書き上げてくれれば何にもならないから此點を十分取締る必要がある。即ち大阪では「取引所に於ける取引」を「仲買人の帳簿に残つてある建株」と解してゐるらしい。

仲買人が營業上で商號又は記號を用ゐやうと思へば取引所の承認を受けなければならぬ、大和屋商店だの吉野屋商店だのと書いてあるのは皆取引所の承認を受けなければならない、仲買人は其承認を受けないで氏名以外の商號記號で廣告をしたり看板を掲げることが出来ない、又廣告や看板などに自分の使用人又は他人の氏名商號の類を附記しておくことも禁せられてある、之れは世人の誤解を防ぐ爲めである。

取引所で何々屋といふやうに商號の承認を受けてゐる仲買人の多くは所謂名義仲買である。

第六章 仲買人組合

仲買人は全員で組合を組織し、組合委員を選挙して諸般の事務を扱はせることを定款で命ぜられてゐる。それで仲買人組合といふのを設けて事務所を取引所内の一室に置いてある。組合委員は委員長と副委員長とを互選し日常大抵の事務は此委員長兩人でやる。重大なことは委員全体から成る委員会を決め、尙重大なことは組合員全体の組合總會で議決する。委員の任期は二ケ年で隔年十二月に改選する。

加入 仲買人は取引所の營業細則で是非とも組合に加入することを強ひられる、加入せないと萬事に不便であるのみならず新たに仲買人とならうとする者は取引所を経て政府に願書を出す前に、組合加入の承認請求書に履歷書身分及納税證明書資産明細書を添へて組合へ加入する承認を求めるとに組合の規約で定めてあるから、

(此規約は未だ仲買人でない者即ち組合員外の者を拘束することに於ては結局是非とも加入せなければならぬことになつて仕舞ふ。)

さて仲買人が政府の免許を受けたら、組合に加入金として貳千圓を納める、併し(一)家督相續で仲買人となつた者は免除し、(二)滿五年以上仲買人の代理人又は營業支配人であつた者仲買人の父子兄弟で其仲買人の營業を繼承したときは五百圓、(三)滿十年以上全一の仲買人の代理人で其仲買人の紹介によつて加入するときは五百圓、(四)滿五年以上仲買人の代理人であつて其仲買人の紹介によつて加入する者又は一旦廢業して再び仲買人となつたときは半額の千圓を納めればよいのである。

組合委員 組合員は無記名で委員七名を投票し、組合員全部を抽籤で七組に分けて各組に一人つゝの委員を附屬させて組長とする、委員は互選で委員長、副委員長を選挙する。

組合の事務は組合委員でやつてゆく、其仕事は、(一)組合規約の施行、(二)規約違反者の處分、(三)仲買人の風紀取締、(四)市場整理、(五)代理人及店員の取締、(六)組合の會計、(七)委託手数料及委託證據金、(八)仲買人の使用帳簿、(九)取引所の諮問、に關係した事柄で重大な事になると組合總會を開いて決する。日常些細の事は委員長、副委員長が書記に命じてやらせてゐる。取引所の諮問といふのは取引所から仲買人組合の意見を徴する場合を云ので營業細則には左の十項を擧げてある

- 一、仲買人の營業免許願書を進達せんとするとき
- 二、市場代理人を承認せんとするとき
- 三、取引の目的種類又は方法を變更せんとするとき
- 四、賣買手数料を變更せんとするとき
- 五、身元保證金額を變更せんとするとき
- 六、仲買人たるに必要な條件を定め又は仲買人の員數を制限せんとするとき
- 七、營業細則を變更せんとするとき
- 八、臨時に市場を開始又は休止せんとするとき

九、新たに證券の賣買を開始せんとするとき
十、臨時に受渡期日を變更せんとするとき
事實此以外の事でも仲買人に關係することであれば一應打合せをして意思の疏通を圖つてゐる。

組合は規約を作つて仲買人に關することを規定してゐる、之れは取引所の營業細則で十九項に亘つて定められてある、此十九以外にも仲買人は必ず其取引所の株主たるべし等の規定があるが、營業細則なり定款なりに抵觸せない限りは差支へないのである。

此仲買人組合が現今は猶ほ餘り重要視せられてゐない傾があるが、將來漸次發達してくれば取引所に對して、仲買人の自治精神を助長し遂には會員組織の基礎となるに至るであらう。

第七章 仲買店の組織及び經濟

一ト口に仲買店と云つても資産信用に霄壤の差があるから内部の組織も店舗と全
 じく一様ではない、併し一般共通のな點を求めると、仲買店の内部は通常、定期部
 現物部の二に分けてゐるが勿論定期部が主で現物部が従である。定期部は名の通り
 定期取引に關したことを、現物部は現物の賣買取扱ふのである、現物部は大抵仲
 買人の副業的になつて、中には名ばかりの店もある。此外に金融信託部だの調査部
 だのを設けてある店もあるが多くは有名無實で地方の客に對するコケ威しに過ぎな
 い、併し大きな仲買店には此等が整頓してゐるものもある。現物部といつても定期部
 の店員が兼務してゐるのが多い。
 中流の仲買店の組織を圖解して見るとざつと左の通になる。



第一節 仲買店の店員

中流の仲買店では主人があつて其下に支配人がある、支配人は大抵定期の市場代
 理人が兼務してゐる、特に支配人といふ名稱を與へないが、實際は支配人の仕事を
 してゐる、或は主人が支配人の仕事をする店もある、支配人は會社の副社長といふ

仲買店の組織及經濟

やうなもので、營業に關する事務一切を切り廻はす者である、近頃名義仲買の多くは實權者即ち金主が其腹心の者を支配人といふ名義で金庫の前に坐らせて、金錢の出納や客の應接を司らせてゐるのである。尤も一流の大商店になると法學士などの相當學識ある者を支配人として法律顧問のやうなことをさせてゐるものもあるが未だ尠い。俸給は一定せないが概して意外に尠ないものである。これは大抵支配人位になると或限度までは自己賣買を許されてあるから、其方の収入が主となつて俸給などは殆ど小遣に過ぎないからである。

次に代理人即ち場立ちといふのが三人ある、二人は定期取引を、一人は直取引を受持つてゐる、以前大阪で直取引が振はなかつた時代には定期の方の代理人が二人居て、一を本代理人、他を當日代理人といつてゐた、これに本人を加へて三人が賣買することがあつた、今日では本代理、當日代理の區別を廢して仕舞つて唯代理人

三人を置くことが出来るとなつたのであるが、事實は二人は定期で一人は直を受持つてゐるのである。東京では定期に二人直に一人の代理人を許してゐる、代理人の仕事は毎日市場に出て賣買約定をするのである、隨て頭腦が機敏に働いて手振りの技術に十分熟達した者でなければならぬから、大抵は多年仲買店の場帳附の仕事をして市場の駆引なども見覺てゐる小僧上りである。東京では場立は『玉取り』又は『手合取り』の昇進したので、玉取りといふのは市場で場立の後に居て場立に賣買すべき株數値段等を告げてやると同時に、其手振り等を注視して賣買の種類株數値段相手方を一々場帳に記入して後に取引所の場帳と引合はさす役目をする者である大阪では此仕事は場立ちと場帳附とが分擔してゐる、即ち大阪の場帳附は自店の場立の手振を見て銘柄株數値段相手方を場帳に記入するばかりで、其他の仕事は全部場立ちがしてゐる、だから大阪の場立は東京のよりも六つかしい。

北濱と兜町

場立即ち市場代理人は年齢満十八歳以上の男子で、取引所の承認を受けた者である、それには仲買人から次のやうな承認請求書に代理人の履歴書と戸籍抄本を添へて仲買人組合を経て取引所に差出すと、取引所は組合の意見を聞いて之を許すのである。それで解任した場合は取引所に左のやうな届書を差出す。

代理人承認請求書

三錢收
入印紙

大阪市東區平野町一丁目一番地

金尾保

明治十五年七月生

右金尾保ヲ以テ拙者市場代理人トシ當株式取引所ニ於テ拙者ノ名義ヲ以テ賣買約定爲致度就テハ代理人ニ於テ爲シタル賣買ノ約定及ヒ金錢取引ニ係ル事項ハ總テ拙者負擔可致候且代理人ニ於テ定款營業細則ヲ確守爲致可申候間御承認被成下度此段請求仕候也

大正 年 月 日

仲買人 山尾春成 (印)

(店舗第四九號)

何々取引所理事長 何某殿

代理人解任届

金尾保

右今般市場代理人ヲ解任致候ニ付此段御届仕候也

大正 年 月 日

仲買人 山尾春成 (印)

何々取引所理事長 何某殿

此外に店員としては帳簿方と外交方と小僧である此外に女子の電話係を置く店もある、帳簿方は取引所帳簿方と客方帳簿方とにわける、取引所帳簿方は場帳附が兼

仲買店の組織及經濟

ねてゐるのが多い、これは毎日の賣買玉の記入 證據金の出入、其他差金の勘定をや
るので、市場での賣買をよく知つてゐる者がやるに何か便利であるからである。
客方の帳簿方は口數が多いだけに市内、市外などに分けて多數の人がかゝつてゐる
これは客に通知を出したり、請取書を書いたり、證據金の請求をしたり、勘定書を
作つたり、収支傳票を發したりする。

外交方には注文取りの外交員と、店に居て受附の仕事をしたり客の電話注文を受
けて注文書を作つたり、地方客からの暗號電信を翻譯してそれ／＼受持ちの係員に
渡したりする者がある、注文取りの外交員は以前は店員でなく一種の仲立人であつ
たのが、大正三年の九月から取引所法が改正せられて定期取引の注文の媒介取次が
出来なくなつたので、店員になつたのである、仕事は自分の得意先を一日に二三次
巡つて注文を受け、客の質問によつては市況の強弱を述べて參考に供する。

小僧は大抵十二三歳乃至十七八歳位までの年頃の者で、これと定められた仕事
はなく、其時々云ひつけられた仕事をする所謂給仕である、女子の電話係がない店
では電話係の仕事をもする此内の機敏な者が機會を得て場帳附になり場立になる。
此外に出納係といふ様な、金銭や證券の出し入れをする者を置いてある店もある
が大抵は支配人か主人などの主要な人が之に當つてゐる。

店員の相場に手を出すことは大抵は禁じてあるが、仲々行はれにくい。或店では
制限を置いて公然させるもあるが、弊害が起り易い。それよりも全く禁じて給料を
相當の程度迄高めてやるのがよいと思ふ。

一般に仲買店員は平日刺戟の多い爲めか神經が過敏であるから怒り易い、一寸し
たことにも腹を立て、顔を赤め合ふ傾がある。

店員の數は店によつて一定せない、派手にやる店は二三十人も使つてゐるもあり

仲買店の組織及經濟

質素な店は小僧を合して四五人しか使つてゐないものもある。

第二節 賣買注文の取扱

客が仲買店に賣買注文を出す時仲買店では外交係の受付が其注文をペロに書く、電話ならば書いたのを持って再度注文を読み上げて客の返答を聞く。ペロといふのは左に示すやうな細長い紙片で之れに注文の要件を書き込んだ上で場立に渡しておく

賣 注 文 書	
整 値	* 173.50
カ株 七月限 百株	
百七拾參圓以上	
出 合 持	
七月三日一場託委人	何 某

賣注文書は黒又は藍色刷、買注文書は赤色刷を普通とす、太字は記入の分を示す

買買成立した時場立が記入す

(ペロの様式は店によつて多少異なるが記載事項は皆大同小異である)

注文取りが注文を聞いた時も矢張りペロに記して場立に渡す、書面や電信の注文も受付の外交係がペロに記入して場立に渡しておく、場立は此等のペロを立會の順に整理してペロ挟みに挟んでおく、ペロ挟みは一寸五分に四寸五分位の革製二ツ折の挟みで其間に注文ペロを挟んでおくやうに出来たものである。場立は立會中それを見ては賣買する。値段が出来て掲示せられると其注文ペロに鉛筆で整値を書き入れて、小僧に渡す。小僧は幾らか纏めて店に送ると、受付が受取つて番號を打つて日記帳方に渡して、日記帳に記入させる、日記帳方は之を客方賣買口譯帳方に渡すと口譯帳方は其客の口坐到記入すると同時に建落がわかるから、ペロに建又は落の印を押す、店によりて建をタ、落を解又はトといふ印を押し又は全然之を付けない店もある、次に其口坐で落ならば値合金即ち賣買損益金を計算して其口坐の金銭出納の部に記入しておく、更に整ひペロは報告方の手に渡つて賣又は買の報告書が

仲買店の組織及經濟

作られて客の許へ發送せられる。其報告書は大体左のやうなものである。

報告書		一何株		何月限		壹百株	
(限月経過ハ勿論通帳仕切書ノ類ニ轉記済ノ上ハ無効タルベシ)		株	數	株	數	直	段
内	五	十	株	一	二	五	〇
二	十	株	株	一	二	四	〇
三	十	株	株	一	二	四	〇
譯	株	株	株				

右御委託ニヨリ賣(又は買)相整候間御報告申上候
 大正五年七月一日 前場
 株式會社 ○〇株式取引所仲買人
 何某殿 金尾爲造

此報告書はベロと同じく賣は黒又は藍色刷、買は赤色刷と各店殆ど一致してゐる、以前店員外の注文取りなどを使用してゐた時代には報告書に續いて承諾書といふものがあつてミシン穴で報告書と切斷することが出来るやうになつてゐた、之を客から仲買人へ出させるのであるが、客の多くは報告書を取つたなり承諾書を出さなから、近頃は承諾書付の報告書を出す店は稀になつたが、其承諾書の様式は大体次のやうである。

承諾書		一何株		何月限		壹百株	
株		數	直	段			
内	五	十	株	一	二	五	〇
二	十	株	株	一	二	四	〇
三	十	株	株	一	二	四	〇

仲買店の組織及經濟

譯	株	株
右拙者ノ委託ニヨリ賣付(又は買付)ノ趣承諾候也		
年 月 日		
委託者 何 某 (印)		
株式會社〇〇株式取引所仲買人		
金尾爲造殿		

これで注文は成立したのであるから、相場が有利に動いたときは手仕舞ふもよし又受渡まで其儘にしておいて、代金を渡して現株を受取り、又は現株を渡して代金を受取ることも出来る、手仕舞の時でも建つた時と同じく報告書を發送する、その報告書は建株の時でも轉賣買戻の時でも同様式である。

第三節 仲買人の收支

仲買人の収入は云ふ迄もなく客から取る委託手数料で、此内から取引所へ賣買手数料を、政府へ取引税を納める残りが純收である、自己賣買ばかりをやる仲買人は委託手数料の収入はないのは云ふ迄もない。

委託手数料だけの収入で仲買店の經濟が保てるだらうかといふに通例は甚だ困難である、今例で示して見ると、定期の相場が百圓以上百五十圓未満の時は、十株に就て

委託手数料	大阪 四・二〇〇	東京 四・五〇〇
取引所手数料	・五三〇	・八一〇 (本建即日平均)
取引税 (價格ハ平均百廿五圓トシテ萬分ノ五)	・六二五	・六二五
差引	三・〇四五	三・〇六五

此三圓餘の内、通信費から店の諸費、店員の給料等を差引くと何程も残らない一ヶ月の經費は給料を加へて最低五百圓位から二千圓以上のもある。假りに千圓と

仲買店の組織及經濟

しても月四千枚一日平均百五六十枚の新規建がなければ勘定に合はぬ、それで資本に對する利潤は一文もないことになる。其上所得税だの營業税だのを支拂ふとそれだけ喰ひ込みになる勘定だ、一日平均百五六十枚以上の新規建は中流以下の仲買人では一寸六つかしい、すると仲買人になる者はない筈であるのに、事實續々出願する者がある。これには何か別途の収入がなければならぬ、其別途の収入といふものを調べて見ると

一、證據金の流用による利益

現金ならば僅少ながらも利子の収入があり、代用證券であつても銀行へ預けて當座の借越が出来から間接に利益を得る。世間では此證據金の流用をば大悪事のやうに騒ぐ人があるが、これは仲買の營業上自然の結果で咎め立てする程のものではない、要は仲買が返却すべき場合に支拂能力があるか否やといふことに歸着

する。

二、現物買の利益

これは定期の仲買ならば取扱高が極めて少額であるから特に収入といふほどのことはない。客も現物となる定期よりも現物問屋の方へ直接に行く方が早く埒があくから、定期の方へは來ない。

三、客の注文を利用した鞘取り

全然自分の計算でやる鞘取りは客も仲買も同じくやれるが茲ではそんな場合でなく、客の注文を利用してやる鞘取りを云ふのである、例へば當所株を三百圓で買つてくれといふお客の注文がある、相場は寄付三百圓とついたが、仲買人は大引には相場がまだ下ると見込みをつけたとすると、寄付で買はずにおく、大引で買ったのが二百九十八圓だつたとすると、仲買は寄付に客の注文数だけの賣買をつ

けて、客へは三百圓で買ったと報告する、結局二圓宛の利益を得るのである。これは今日でも法律で許してある。但し寄付に三百圓のバイカイをつけないと吞行爲となつて嚴罰に處せられるのだ。バイカイの賣の方は仲買の思惑賣であるのは勿論だ。

四、客の賣買の先廻り

前のは客の注文が整ふて後の利用方法であつたが、これは客の注文が整はない前の利用方法である。即ち客から買注文があつた客の指値迄下らないうちに相場が上りさうだと見込むと、仲買は客の指値より少し高い値で買ひ、客の賣注文の場合はその客の指値迄相場が上らない内に下ると見込むと仲買が客の指値より少し安い値で賣るのである。結局客の注文を調はないやうにする。すると若し相場が見込通りになれば仲買は利喰をして儲かるし、見込が外づれると、客の注文が次

欠

欠

はれ易い、例へば鬼怒川株が時價廿五圓だとする、客が成行で百株の買注文をして来た、仲買は二十八圓で十株を買ふ、商内が尠い様であると二十八圓で相場が決定する、お客には二十八圓で百株買付けたと報告して、残りの九十株は自分の賣と附合はしてバイカイをつけておく、其後に相場が時價相當の處へ落ち付いた時に賣物を買ふ、其差だけは仲買の利益である、だから此場合仲買は可成高く買ひ安く賣ることを欲する。尙進んでは若し其株が平日商内が尠く、其場に居合はしてゐる仲買人に異議がなかつたら、仲買は三十圓賣買と云つて、相場を三十圓で決定させることも出来る、此時は客へは三十圓で百株買報告をして、全部自己が向つてゐるのである。又客先が或大會社の重役だとか財界の有力者だとか、大相場師だとかであると、其賣買に提灯をつける、即ち客が賣れば自分も賣り、買へば買ふのだ、會社の重役が其會社の株を買ふ時には屹度其會社に何か特別の好

材料があるに相違ないと見られる、だから仲買は其重役の眞似をしさへすれば儲かる筈だ、併し時には重役が盛んに賣つてゐるから相場は下がると見て提灯をつける、益々下がつたが後に好材料が新聞などに吹聴せられて一氣に暴騰した、重役は大損をしたと思ひきや、他の仲買店でより以上に買つてあつたので提灯をつけた仲買は却て味噌をつけたといふやうな話もある。

六、客の注文の喰合せによる手数料の益

例へば甲の客が或株の當月限を十株賣れと注文し、乙の客が同じ株の當月限を十株買へといふ注文が来たとする、仲買人が取引所で相手方を求めて賣買しても初めから賣買を附けても孰れにしても取引所では同一の計算区域内の賣と買とであるから、即日仕切となつて手数料は現落の分で安い方でよい、しかも客からは既定の委託手数料を取るのである。これは東京の仲買人が得る利益であるが大阪

の仲買は此利益はない、それは現落も本建も手数料は同一であるからである。

七、思惑賣買

廣い意味の思惑賣買といへば客の賣買の先廻りなども含まれるが茲ではモット狭い意義の客の注文に關係なく、自己の考へで將來の見込をつけて賣買をするので純然たる投機を指すのである。これは見込が當れば大儲けをするし、見込が違へば損失をする、此點になると客も仲買も同様である、唯仲買は客よりも手数料が安いので、市場で賣買が容易なのこの利益がある。

八、呑み

これは仲買人が客の注文を取引所へ出さずに自分が其相手になつて、客には取引所で賣買したやうに装ふて取引税と取引所の手数料とを着服して仕舞ふことである、仲買が客の相手になることは法律上でも差支へはないが唯取引所へ出さな

い即ち取引所の場帳へ登録させないのが不可なのである。

全然取引所へ出さないと仲買人は其取引所の賣買手数料と約定値段の萬分の五の取引税とを利得する、がこれは取引所税法なり取引所法なりで嚴重に制裁が加へられてあり、税務署から官吏が時々帳簿検査に来るから僅かの手数料なり取引税を胡魔化さうとして除名になるやうな危険を犯す者はなくなつた。其代り此等の吞仲買は現今ではバイカイ仲買となつた、即ち以前には着服してゐた税金なり取引所の手数料なりを今日では正當に支拂つて賣買をつけ、自分は不相變客の相手になるのである、これは法律上禁せられてゐない、昔から適法の行爲であつた。

元來吞みといふことの意義が曖昧である、堂々たる司直の職に在る裁判官などでも分らない、或は廣く客の相手になることを吞みだと云ひ、或は狭く取引所で

賣買をしない言ひ換へると取引所の場帳に登録させない隨て取引所の手数料と取引税とを着服する行爲が吞みだといふ。前者は學者や裁判官などの見解で、後者は取引所關係者の説である、前者の説であると適法に取引所でした賣買でも兩建とせない限りは吞であるといふことになる。併し法律が仲買人に自己の計算で賣買即ち自己の思惑を許してゐる以上客の相手になることは免れられない。自分が賣らうと思ふ時に客の買注文が来る、兩方を取引所で賣買しても賣と買とで即日仕切になる、仲買が之を兩建として取引所で建て、おくも其仲買が破綻して違約處分に附せられたら其兩建は計算から除斥せられて客は擔保の効果を受けないことは丁度即日仕切で落ちて仕舞つたのと同然である。併し兩建にしておくとし其仲買人以外の賣方仲買人が違約した場合には買の建玉は違約處分によつて擔保を受くることになるから其仲買人が誠實である限り客も取引所の擔保の効果を

間接に受けることになる、若し初めから即日仕切で落ちて仕舞つてゐたら、此時には違約處分のお蔭を蒙ることは出来ないのである。此點は仲買人の怠慢によつて客に利害を生ずるが、併し仲買人さへ確かであるといづれにしてもさしたる損害を及ぼすものではない、結局兩建にしても即日仕切にしても仲買人の資力が充實してゐれば客に損害を及ぼすことはないから單に客の相手になるといふだけで仲買を責めるのは酷である。況んや仲買人は假令客の注文による賣買でも取引所に對しては絶対に自分のもの同様に責任を負はせられてゐるに於てをや。次に取引所側の説によると、賣買を同時に同一人がする所謂バイカイは吞でないこととなる、バイカイの法律上正當であるのは前にも述べた通りである。吞は不合法行爲であるがバイカイはそうでない。併しバイカイにも弊害は伴ふのは否定出来ない仲買によつては適法の吞としてバイカイのみをつけて吞と同様に全然客と勝

負をするといふのもある。こう云ふ仲買は客が儲ければそれだけ自己の損失となるから資力の十分でないときは終には支拂を停止せなければならぬ破目になる資力の十分な仲買であつたらよしやバイカイ主義をやつてゐたどて客に損失を及ぼすやうなことはない、又こんな仲買はバイカイ主義を採らない。著者は取引所側の見解を正當とするものである。理想としては議論もあるが、現行法律の下では吞は違法行爲即ち全然取引所へ出さぬものに限るのだ。隨て取引所へ出して更に客の相手になるバイカイは吞でない。(バイカイは必ずしも現落すなほ即日仕切で落ちて仕舞ふべきものではない、仲買人の申出によつては兩建にも又一方を前の反對建株の落として、残りを建株としておくことも自由である、取引所でもかくの通り取扱つてゐる)バイカイを付ける動機は前に云つた以外に客の證據金を融通せんと欲する時、客の買に自己の賣を付け合はせて取引所でバ

イカイを付けて即日仕切にして仕舞ふ。すると客が手仕舞ふ迄は其證據金を流用し得る。併し一旦客の注文を取引所へ建て、證據金を差入れた後はバイカイでは證據金の流用が出来ない。必ず自己か又は他の客の反對の賣買で落として仕舞はねば流用出来ない。それからモ一つは客に對して満足を與へる爲めである。それは遠方の客の電信注文が其株の大引の終る間に來たが既に賣買の機會を失つたといふやうな場合に、客に其由を斷つたとして其後の相場が客に有利であると見たら承知しない、客は必ず仲買が自分の都合が悪いからそんなことを云ふのだ、仲買は不正な奴だとして信用を置かなくなる。此際仲買の方で自分の主張が正當であることを證據立てるものがない、電信である到着局の時間は記入してあるが其時間では大引の間に合ふことになるから却て仲買にとつて不利な證據になる。こんな場合據るなく不利を忍んでも自分が客の相手になつてバイカイをつけて客

には整ふた報告をして満足を與へる。

之を要するに吞は決してよい事ではないが、其悪いといふ點は取引所の手數料と税金とを胡魔化するの法令に違反するの客の委託の本旨に背くのである。併し客にとつては金錢の收支、計算の正確を怠らない限りは利害關係はない。假令正當に取引所で賣買をしてあつても仲買が支拂を停止すれば客は却て迷惑する寧ろ吞んでゐても確實に支拂をして呉れる仲買の方が客には安心である。次に客の相手になることも決して善いこととは云へないが、之れはバイカイの罪ではない。バイカイは客の相手になることと何等の關係がない。唯仲買がちがつた客の賣と買とを本來の性質通り兩建とせずして即日仕切や小口落しや利益落しやで落して仕舞ふからである。仲買がバイカイをして大抵は即日仕切にして仕舞ふから『バイカイは即ち即日仕切にして客の相手になるものなり』といふ誤りを生じた

のである。随て「客の相手になることが悪事なるを以てバイカイは即ち悪事なり」といふ論結が出て来る。併し客の相手になる事は果して悪事なりやといふに、之れは仲買業の性質上自然の結果であると云はなければならぬ。仲買に自己の賣買と客の委託賣買とを取扱ふことを法律が許してある以上、又取引所に對して仲買人が全責任を負ふ以上は、單に客の相手となることを以て仲買のみを責めるのは酷に失すると思ふ。實際客は損をした場合には仲買に不足金を拂はずに逃げる事が出来るが、仲買はそれを以て取引所に對する責任を免れる譯にはゆかない、又現今では銘柄の尠い商品取引所は別として、株式のやうに多種類の賣買をする取引所で小口落、利益落、即日仕切を禁じて仕舞つたら到底計算整理をやる事が出来なくなる、しかも即日仕切などの整理方法が行はれてゐる限り、仲買が客の相手になることは到底防ぐとは出来ない。又之を防ぐ必要もない。要は仲買の資

力信用問題に歸する。

兎に角今の所呑は法令の結果で皆無になつたが、客の相手になるといふことを絶対に禁止するはごちらにしても出来ない。第一に法律を變へ、取引所の制度を改めてかからねばならず、仲買と客との選擇もしてゆかねばならぬから、一朝一夕にはゆかない。だから理想としては議論の餘地はあるが、今の處或程度迄許しておかねばならぬものと思はれる。

仲買の吞行爲（狭い意義で即ち脱税と手数料の着服行爲を指す）を取締る爲めに以前は農商務省令三十三號といふものがあつた。其全文は左の通で四十一年一月一日から施行せられた。

第一條 取引所ハ仲買人ヲシテ賣買取引ノ契約成立ノ都度委託口數毎ニ賣買取引ノ種類、賣買物件、數量、約定値段期限及賣買成立ノ時期ヲ明記シタル申告書

仲買店の組織及經濟

ヲ取引所ニ差出サシムヘシ

第二條 取引所ハ前條ノ申告ヲ受ケタルトキハ申告書ノ事項ヲ記載シタル賣買取引ノ契約成立ノ證明書ヲ仲買人ニ交付シ仲買人ヲシテ更ニ之ヲ委託者ニ交付セシムベシ

これでは全然取引所へ出さない賣買の取締にはなるであらうが、決して仲買が客の相手になつて勝負をすることを防止する効力はない。しかも此省令には制裁がないから證明書を客に交付せずとも別に罰を受けない、だから事實上行はれない、仲買は注文の内の一口の株数の最も多いものだけを賣買して残りを呑む例へば甲客三百株、乙客二百株、丙客百株の買注文があつたとして其内の最も多い三百株だけを取引所で買ふか又はバイカイをつけて残りの三百株は自店の帳面につけておくばかりである、甚しいのになると取引所では一枚も賣買せずに相場が

安くなると思へば客の買注文の有るに拘はらず反對に取引所で賣るといふ有様である、斯のやうに實効の擧らない上に此省令は狡猾な客の不徳義な手段に供せられて、仲買を窘める道具になつた、と云ふのは客が呑まれるのを承知で賣買をして損をすると、仲買に其損となる部分だけの賣買證明書を請求する。仲買が若し呑んでゐた場合には取引所の證明書を得られないから困る、裁判沙汰になつても敗ける、だから客は損を踏み倒して益だけを取るといふことが出来た、尤も此事は仲買人が呑んだ爲めに招いた結果であるとは云ふものの不徳義な客に悪用せられる恐があつた。仲買の方は客が儲けた時に『あれは呑んでゐたのですから利益金を渡しませぬ』といふ譯に行かない。兎に角實効の殆どない省令であつたから大正三年の九月からは廢せられて、更に取引所法施行規則の第十七條で『委託者其ノ委託ト同時ニ賣付又ハ買付ニ關スル取引所證明書ノ交付ヲ請求シタルトキハ

仲買人ハ遅滞ナク取引所ヨリ其ノ證明書ヲ受ケ之ヲ委託者ニ交付スヘシ』と改正せられた。だから、客は注文と同時に證明書を請求しておかぬと後日になつて請求をしても仲買人は之を拒むことが出来るのである。

併し客が仲買に證明書を請求するといふことは全く愚な話で、徒らに手数をかけるばかりである。仲買人は取引税の關係から税務官吏に屢々帳簿を取調べられ取引所での賣買と客の注文とを突き合はせられるから、呑むことは到底出来ない。少くとも自己の反對賣買と組み合わせさせて取引所でバイカイをつけなければならぬから、客の注文は全部取引所を通して、だから證明書は何時でも出せる、取引所の證明書は決して仲買人が其客の相手になつてゐないといふことの證明ではない。客にとつては仲買が正確に支拂をさへしてくれたら證明書の有無などはどうでもよいのである。併し『やらすポツタクリ』を目的とする悪い客にとつては此

改正は都合が悪いことであらう。

第四節 現物賣買

仲買人の収入の一つに現物の賣買があることは既に述べたが此収入は極めて微々であることも書いておいた。併し、順序として茲に其賣買の様子を述べる。

客が或株の現物を買ひたいと思つて仲買店へ問合はすと、仲買店は現物屋の集團となつてゐる株友會か、又は大きな現物問屋へ問合はせて其値段に若干の手数を加へた値段を答へてやる、賣物は其値段から手数料を引いた値を答へる、其株が定期に立つて相場があるものならば、其當期限の値に其受渡日迄の歩を引いて手数料を加減した位の値を答へる、時には現物が拂底すると定期の當期限よりも高い値段で賣る。

客が其値段で何十株かを買ふと云ふ注文を出す、自分の店にある株ならば直ぐに賣約定をして仕舞ふが、自店に持ち合はせがなないと初めに値段を問合はせた現物屋へ照會して買約定をし直ぐに客の方へ賣約定を結んで仕舞ふ。

賣買が出来ると早速代金と現品とを引換へるのである。それには客の方から店に來る事もあるが、多くは仲買の店員が其現物を持って客の方へ出掛けて、客の家で取引をする。で時とすると無記名の公債などを電話で買注文をし値段の引合も済んで現物を何處々々へ持つて來て呉れ代金を支拂ふからなご、公債を持つた仲買店員を空家などへ呼びよせて、數人が半死半生の目に合せて、持つて來た公債を奪ひ取る悪漢が出る。で仲買の方も此様な時の用意に古新聞紙を現物のやうに見せかけて別に携帶してゐて、詐欺にかゝつたと見ると其包みを抛り出して逃げる、悪漢も目的物を取り上げれば店員には用はないのだから其儘に逃がして仕舞ふさうだ、跡で

其包みを開けた悪漢の顔は定めて觀物であらう。

現物の賣買は定期のやうに取引所に於ける賣買と違ふのだから、取引所の帳簿には乗らない、(直取引は取引所に於ける賣買である) 證據金などの面倒もなく、仲買同志、現物屋同志の相對賣買である。だから客から買つたものは他の客か仲間かに賣り、仲間から買つたものは他の客か仲間かに賣る。時には買つたものを定期に繋いだり、直取引で賣つたりすることもあるがこれ等は主人なり支配人、代理人なり
の考へによるのである。

現物賣買は定期のやうに競らないから、混雜しない。又公定相場といふものがないので、其日に賣買があつた値段を標準にして中値段といふものを定める。これは現物屋の團體の株友會に委員があつて決めるのである。其日に賣買のなかつたものも委員で至當な値段を定めて中値段とする、此中値段を表にして印刷して各現物屋か

ら客へ配布する、又株式日報など云ふ相場専門新聞にも記載する、毎日正午と午後三時頃との二回出すのである。中値段と云ふのは賣りと買との中間の値段といふ意味で賣りならば此値段より幾分か安く買ならば幾分か高いのである。仲買店などでは此中値段表を参考にして現物の賣買をやるのである。大きな現物屋になると自分で中値段表を發行してゐる、これには其店の手持ちなどの都合で前に述べた株友會の中値段よりは株によつて多少の差があることがあるが概して一致してゐる。地方の客などは値段が行き合へば、仲買店から銀行に行つて荷爲替を組んで送くる。客の賣物ならば客が荷爲替を組む、若し銀行の取引がない客先などになると買物ならば客から先づ代金を送つてくると現物を書留で送くる、賣物ならば客から現物に委任状などの必要書類を添へて送つてくると仲買店では代金を爲替で送金する。

現物賣買には手数料は代金の内に籠めて仕舞つてあるから素人の内には手数料が不用だから定期で買ふよりは利益だと思ふ者があるが、決して定期より割安ではない、仲買の手数料が時としては一株に拾圓も見込んであることがある、要するに現物はお客次第で、仲買は口銭なり手数料なりを取れるだけ取るのである、だから定期取引に無いか又は只今直ぐに入用であるといふ株は致方がないが、定期にある株ならば寧ろ定期で賣買する方が利益である。

仲買店の内には金融部といふのを設けて地方の客などに現物を擔保にして七割乃至九割位の金を貸して日歩を取るのがある、定期の賣買は危険だと堅く信じてゐる地方の客などは、其仲買店で現物を買つて直ぐにそれを擔保に七八割の融通を受け残りの二三割の金を送くつて、その合せたものを買入代金に充てる、結局仲買店へ二三割の金を送くつただけで、現物の値が高くなれば賣却して其代金の内から融通

を受けた金と日歩を引いて残りを送金させる、これは客にとつて一見利益なやうで實は甚だ不利益である。確實な店ではそんなことはないが、二流以下の仲買店では買入の注文の際に手数料を高く取つて、其株は銀行へ擔保にして借入をして、客から来た二三割の頭金を流用し、客には銀行の日歩よりも壹厘なり貳厘なり高い日歩で貸し、若し其株の時價が下れば増擔保を取るか、頭金の限度で賣却するかして仕舞ふ、甚しいのは相場が下ると見たら現物も買はずに金だけを差入れさせておく、日歩を取る、結局客が代金を拂つて現物を取引るといふ時に現物を買ふて渡すのもある、孰れにしても客は定期より高い手数料を取られる上に日歩を取られることになり、本證據金追證據金に當る頭金や増擔保を取られることになるから非常に不利の地位に立つのである、寧ろ正々堂々と定期で賣買する方が有利である。併し定期に立たない株はどうかと云へば、こんな株は價格の變動が極めて緩慢であるから日歩を拂つて迄買ふ必要はないと思ふ。

ら日歩を拂つて迄買ふ必要はないと思ふ。

第五節 仲買人の思惑

仲買人といふても思惑にかけては素人と同じことで時には當ることもあり當らぬこともある、唯概して素人よりも見込違ひの場合の損失を思ひ切るのが敏捷である所謂『煎れ投げが早い』のが異つてゐる。それと云ふのも投機が目的で放資のつもりではないからである。

思惑を主としてやる仲買が自己仲買で、主として客注文のみを扱ふ仲買が客受仲買であることは既に述べたが、然らば客受仲買は全く思惑をやらないかと云ふに決してそうではない。賢明なる讀者は既に百も御承知のこと、思ふが客受仲買の客受其とが既に思惑である。唯市場では仲買人相手であるが、客受では客相手であるば

かりで等しく思惑たるに異りはない、で仲買の思惑を分けて仲買相手の思惑と客相手の思惑とに分けることが出来る。

一、仲買相手の思惑　これは取引所で賣買をする、取引所の帳簿には買思惑ならば買建として残り、賣思惑ならば賣建として残り、豫期の通り相場が變動して利益を得れば手仕舞ふか又は尙ほ利乗せをやる、利乗せといふのは後にも述べるが、買つて相場が上り更に騰貴する見込のあるときは更に買増しをやるのを云ふ賣の場合は此反對である、そして豫期の利益を得たら手仕舞ふのである。

通常買つた場合に相場が騰貴すると取引所では本證據金の引上げをやる。従前一株五圓であつたものを六圓なり七圓なりに引上げる。仲買人は手一杯の買建をしてゐるから、従前の證據金との差額だけでも相當の額に上る、此様な場合に仲買人は値合抜きといふことをやる、即ち以前の買建を維持してゐて一先づ今日迄

の利益金を取る方法で、バイカイをつける、利益を取らうと思ふだけの株數の賣と買とをして其賣で以前の買を落とし、買を更に建て、おくのである、すると落ちた分に對する利益金は取引所から仕拂つてくれるからそれを證據金に差入れるのである、値合抜きをやると利益金は得られる代り、新たな買建の値は高くなつてあるから、一朝下落するとそれだけ早く追證を入れなければならない、又手數料を一度分だけ多く拂はなければならぬ。賣建の場合に相場が下落すると取引所は通常本證を引下げるから、値合抜きの必要は尠い、又下落の場合は騰貴と違つて一氣呵成に下げることが多いから、利乗せをする機會が乏しい。

買占なり賣崩なりといふのも仲買人の思惑でやることもあるが通例は背後に資産家なり野心家が潜んでゐる。併し單に投機の目的で買占なり賣崩なりをして成功した例は尠い、それは買占で相場が騰貴をするに従つて自分の買建株は増加す

結局其買建株の轉賣に困つて仕舞ふ。相場は上つてゐるが一朝賣らうとすれば提灯連が加はつて、大下落をやる。と云つて株を引取るには資金が乏しい、取引銀行に話しても元來が人為的相場と見てゐるから容易に貸さない、其内に受渡が近づいてくる、到頭投げ出すとか、相手方に所謂泣きを入れて解合つて貰ふとかして、今迄の利益は一場の夢となつて仕舞ふ、賣崩してもそうである。が投機的買占なり賣崩なりではなく、放資的買占の場合には多くは成功してゐる、それは算盤づくで現株を引取るのが目的か又は現株を引取つて大株主となつて其會社を乗取らうとするやうな場合である。受渡が近づくにつれて空賣連は大恐慌を來たす益々煎れて結局高い値段で買戻をするか、解合を相手方に依頼する、株のあるだけを買ひ取つた上に高い値段で解合つて利益を得る、其上會社の總會で重役を辭職させて一味の者が乗取つて仕舞ふ。

二、客相手の思惑 これは昔の呑仲買がやつた、現今では呑はなくつたが、

此客相手の思惑は止まない否 益盛である取引所法で客と仲買との關係と取引所と仲買との關係とをキツバリ別のものとしてからは、尙一層客相手の思惑が正當に認められてきた。客相手の思惑と雖も取引所を通過することは仲買相手の思惑と異なるが、仲買相手の思惑は取引所に於て賣建か買建かで残るが、客相手の思惑は多くは即日仕切で取引所を通過して仕舞ふのである。併し仲買人相手の思惑と客相手の思惑とを同時にすることがある、例へば客が百株を賣れど云ふ注文をする、仲買人は二百株を買ひたいと思ふとすると、差引百株を市場で買ふて残り百株のバイカイを附ける。此場合はバイカイの分は客相手の思惑で、市場で買ふた百株は仲買相手の思惑である。客相手の思惑は客が儲ければ仲買の損となるのだ、客は多くは買ふものであるから客受仲買の手元では多くの場合賣思惑に

なる。客が何故買建を好んで賣建を避けるかと云ふに、株が手元にないのに賣るといふ所謂空賣を厭ふからであらう。それで相場が一本調子で昂騰したときは、多くは客の方が儲けるそれだけ仲買は損をする、最初は新たな注文の證據金などを流用したりしてどうなり彌縫してゐるものゝ客の益が多くなると彌縫し切れな
いで南瓜を割る。支拂を停止する。一波萬波を起して他に影響する。
客相手の迷惑の原因といふのは前にも述べた通り客といふものは結局損をする者だといふ信念に基いてゐる、と云ふのは客が初めて賣買を試みて儲けたとすると、得隲望蜀の人情で再びやる。益を得てゐるうちは好運吾に宿れり矣で中々止めない。損をすればするで意地になつてやる、結局損失をして資金に缺乏を感じるに至つて據ろなく止めるのであるから、客相手の迷惑は結局に於て仲買人の勝利に歸する筈ではあるが其終局迄に仲買の資力が缺乏すると倒れて仕舞ふ。だ

から仲買は客相手の迷惑をせない方がよいのは云ふ迄もない、客相手の迷惑をせなくとも客同志の賣と買とで證據金の流用は出来るのである、近頃頻々起つてくる仲買人の破綻は多くは客相手の迷惑の失敗である、客相手の迷惑を主としてやる店であるか否かは取引所で日々揭示する賣買高揭示表に就て検査すれば直ぐ知れる、いつも賣買同數であるのは此種の仲買店と見て誤りはない。此揭示表は誰でも見られるのである。

仲買人が客相手の迷惑をする事が、道徳上なり經濟上なりで面白くない、弊害を生ずるといふとは、確かに一面の理窟はあるが、これは我邦の取引所制度の全般にかつた問題で、立法上の問題になる。併し仲買人が客相手の迷惑を禁止するとなれば、それに伴ふてゐる利益をも減却する事になるし、或場合には經濟上必要な作用をすることもあるから、一概に禁止するといふとも出来ない。これらは客の方で仲買人を選択して自然淘汰の結果此等の仲買人が立ちゆかないやうに、社會的制裁を加へるのが捷徑である。

第三編 定期取引の心得

第一章 定期取引註文の仕方

一、準備 定期で賣買を試みてみようと思ふ人は先づ仲買を選む必要がある、これには仲買の事情に通じた人によい仲買を紹介して貰ふのが最良の方法ではあるけれど、そのやうな傳手のない者は仕方がないから、新聞廣告などで見た仲買店へ取引開始を申込み申込むのである、概して客相手の思惑仲買の方が派手な廣告をする。堅實な店は廣告をやらない、又注文取りといふ外交員を使はない。無暗に賣買を勧めに来る店は用心せなければならぬ。

次に仲買人の選擇を終ると取引開始の申込みをする、大抵營業案内といふやうな小冊子と暗號電信表とに手拭位を添へて送つてくる。

仲買人との準備は右で終つたから次には賣買すべき株を選ぶ、これには後に書くが、投機的の株と放資的の株とがあるから、先づ自分の資力の程度を考へて放資にするか投機にするかを決する。著者は小資本の人には投機的なのをお勧めする。よく素人には「損失勘定となれば現株を引取ればよい」と云つて、投機的證券を買ふ其目的は騰貴して差金を得やうとするのだ、處が當て事と何とやらで、向ふから外れて下落をする、追證の四五度も差入れると、初めの勢は何處へやら、忽ち投げて仕舞ふ、意地張つて受渡日に代金を拂つて株を受取つても、元來が投機證券であるから利廻り以上の値段になつてゐる、算盤を以ても配當は精々三分に廻るか廻らない位。これで久しく辛抱する、其内には厭やになつて仕舞ふ投資する、といった風である、寧ろ初めから投機を目的として賣買をし、見込が外れたらサツサと乗替へるといふ方が利益なやうに思はれる。孰れにしても一應は其會社の状態即ち資産負

定期取引註文の仕方

債の有様、収益力の如何等を調べておく必要はある、これには會社に就て問合はすもよいが、誰れも自分の會社の缺點を暴露する者はないから、餘り當てには出來ないが参考にはなる。次には其會社の決算報告書を精細に調べる、此見方は畏友石山賢吉君が『決算報告の見方』といふ書に述べてゐるから就いて見られるとよい。併し會社の決算報告は株主以外の者には容易に手に入らない、又日本では決算報告を蒐集して編纂した本はない、大阪の野村商店で年々出してゐる株式年鑑が稍や此缺陷を補つてゐる。で著者は一昨年から大阪株式取引所の定期建株會社の報告書を十期間蒐集して詳細な一表として會社總覽と題して刊行した、年々訂正増補してゆくつもりである、がまだく慊らない點が多い。

會社の状態も普通であり十期間位の平均配當率も何割かが分れば採算上の相場がわかる、例へば十期間の平均配當率が一割の會社で五拾圓拂込済の株であるとする

と、金融市場の利子歩合が四分とする $100 \times \frac{10}{104} = 96.15$ 即ち百貳拾五圓が相場でこれ以上ならば賣り物、これ以下ならば買ひ物である。處が投機證券では市場の金利よりも尙ほ一分位は利廻はりが悪いのが通例である。それは投機的需要がそれだけ價格に加はつてゐるからである、東京株式新株、大阪株式株などは利廻はり三分が普通相場だとせられてゐる、若し三分五厘以上にも廻るやうな相場になれば、極力買ふべしである。反對に二分以下の利廻はりになる迄騰貴すれば、周圍の事情如何にもよるが、大抵賣つた方が安全だ。

會社の研究も濟めば次には市場の景氣を見る、歐洲戰役で我國は漁夫の利を占めてゐるから此利益金の行方は先づ證券市場に來ると見れば、株式の將來は大体に於て高いと見極めがつく、すると方針は買である。そこで買ふとすると今が其時機であるかどうかを調べる。取引市場が數日來昂騰を續けてゐる場合には二三日控へた

方がよいことが多い、若し持合つてゐれば少し下押しした値で指値注文を出す、尤も前日位から急に昂騰しかけたときは買ひついて目先き儲かることもあるが、これは素人には一寸六つかしい。可なり長い間チリ／＼安くなつてゐる場合には買つて差支へない。以上は大体の観察であるから、実際には其時に當つてよく／＼研究せなければならぬのは云ふ迄もない。

二、注文 注文を出すには銘柄、限月、株数、賣又は買、指値又は成行、其注文の有効期間(例へば本日限り、前場限り、出合の類)を知らせねばならない。電話では通常此等の事項を一音信ですむやうに暗號を作つてある。注文は口頭、書面、電話、電信、いづれでもよいが、電話と口頭とは後日に紛議を起す恐れがあるから可成避ける方がよい。

一、銘柄 株式の名稱であるから客は可成明瞭に知らせる必要がある、仲買店な

り取引所では銘柄を略して呼ぶ例へば鐘淵紡績株を鐘紡、同新株を鐘新、當取引所株を當株、東京株式取引所新株を、東新といふ類であるが(畧稱の内で大阪土地株をバリーなど云ふのは振つた方である)注文に市場通を氣取つて此畧稱を用ゐるのはよくない。又取引所と仲買人間に用ゐる畧記號のあるのは第一編に述べたが、取引所では時には此畧稱で呼ぶことがある、例へば大土地をL、久原鐵業新を原Oといふやうなものである。

ロ、限月 當月限、中月限、先月限の孰れであるかを明示せなければならぬのは云ふ迄もない、

ハ、株數 十株とか二十株とか明かに知らせる、市場では一株を一枚と云つてゐるが、態々通がつて十株を十枚など云ふ必要はない。

ニ、賣又は買 これには新規の建になる分と以前の轉賣買戻即ち手仕舞になるの

定期取引注文の仕方

ごがあるが、客は態々新規だの、手仕舞だのと断る必要はない、前に反対の賣買
があらば黙つてゐても前の分から手仕舞にする、若し手仕舞となる場合に反対の
賣又は買が二つ以上もあつてその落とす分を特に指圖する必要があらば其旨を仲
買店へ通じておく、又前の建を落とさず二建とする場合も申出しておく、

ホ、指値又は成行 指値といふのは買ならば最高限度の値段、賣ならば最低限度
の値段で、成行といふのは値段に制限のないのであることは既に述べた、此外に
以下賣、以上買といふやうな注文があるが極稀れである、で指値をせなかつた場
合は成行として取扱ふてゐる。

へ、注文の有効期間 指値の注文で其注文を何時迄有効に持つてゐるのかを知ら
せる必要はある、若し其注文の賣買が成立する迄有効とするのならば「出合持」又
は「出合」と云ふので、本日中に其注文の相場が出来ないときは無効にするといふ

場合は「本日中」又は「本日限」と云ひ、此場合は其日の後場が終つても出来ないど
きは無効になるのである。「前場限」「後場限」は各々前場又は後場の立會中だけ
有効なもので「後場限」は大抵前場大引後に出す注文で結局「本日限」と同一の結果
になる。「取消迄用ゐる」といふのは注文主が取消す迄有効の意味であるが、この
注文でも出来ない内に取消せば取消すのだから、結局蛇足のやうなものである、
「出合持」と「取消迄用ゐる」この注文で値段が出合はない内に月が代る時は一應客
に尋ねるか、一旦取消して更に改めて注文をして貰ふかが普通である、後の場合
には客の方へ通知をするのは勿論である。
有効期間の示してない指値注文は通常其日限りで一時取消してゐるが、店によつ
ては「出合持」とするのがあつた、電信などの注文で「某株十株五拾圓買」といふの
がある店では出合持ちとしてゐるから數日経て五拾圓といふ値が出ると買ふ。

定期取引注文の仕方

相場は猶下落する、店からの買報告書が客の手許へ行つた時は追證の一度分も入用になつてゐる、客は既に取消されたものと信じてゐたから驚く、それも相場が五拾圓よりも騰貴してゐれば或は其儘知らぬ顔で利喰をするであらうが、生憎下落をしてゐるから、店へ掛合つて無効だと抗辨する、店は有効期間の指圖がないから出合として扱つたのだといふ。こう云ふ紛議は時々聞く、で指値注文は必ず有効期間の明示を怠つてはならない。

これで注文は終つたのである。この注文を仲買人が如何に取扱つてゐるかは前編第七章第二節に記載してあるから参照せられたい。

第二章 株式の譲渡

株式を譲渡した場合には必ず其株式を代表してゐる株券を渡さねばならぬ。反對に譲受けた場合には其株券を受取ることを忘れてはならない、併し株券を受取つてもそれだけでは實際の譲受にならない、會社の株主名簿といふ帳面に住所と名前とを登記して貰はねば眞實に譲受けたことにならない、會社の帳簿に登記して貰ふには譲受人と譲渡人どが會社へいつて株式名義書換請求書（此様式は會社によつて多少異つてゐる、會社へ請求すれば印刷した用紙を呉れるから、その空白の箇所へ書き込んで差出せばよいのだ）に譲受人の印鑑と株券を添へ、株券の裏面の譲受人氏名欄に譲受人の名前を書いて調印して株式係へ差出すと、それ／＼手續をして株券の裏面の譲受人氏名の下に取締役記名印の欄に取締役の姓名を記入して印を

押し尚ほ割印を施して返へしてくれ。同時に書換手数料として株券一通に付五錢とか十錢とか其會社で規定の手數料を納める、これで株式は完全に譲受られたのである。

譲渡人なり譲受人なりどちらか又は双方とも差支へがあつたり又は會社の所在地が遠方であつたりすると、會社へ行つて書換の手續をすることが出来ない、此時は代人を遣つて書換の手續をさすか、又は書留郵便で株券と書換請求書、印鑑を送るかすればよい、書換請求書がなければ譲渡人と譲受人との委任状を封じて會社へ依頼してやると會社で手續をして株券を送り返へしてくれ。勿論株券の返送料と書換手数料とは郵便爲替か銀行小切手かで添へておかねばならぬ。

書替に使用する委任状は白地式委任状といつて大抵左のやうなものである。定期取引の受渡の時にも渡方は株券に此委任状を添へて渡すのである。

印紙錢 委任状

一拙者都合ニヨリ〇〇〇〇〇ヲ以テ代理人トシ左ノ權限ヲ委任ス

一何々株式會社株式 何 株

右讓△候ニ付名義書換請求及ビ之ニ關スル一切ノ行爲

右委任狀仍如件

年月日

山尾 春 造

新株ならば一何々株式會社新株式何株とする。

〇〇〇〇〇の箇所は大抵空白の儘で存しておく、若し代理人が定まつてゐれば持

株式の讓渡

たせてやる時に其姓名を入れる。又△印の箇所は譲受人ならば受の字を、譲渡人ならば渡の字を書き入れたらよいのである。郵便で送る時には株券の裏面へ譲受人の姓名を記入して捺印することを忘れてはいけない。年月日は空白の儘でおく方がよい。

未拂込の株即ち額面だけの拂込が済まないのは株券の表か裏かに拂込の欄があつてそれに拂込んだ金額と拂込年月日とが書いてあつて取締役の調印がある。拂込が二回以上にも分れてゐるときは、二回以上に分けて書いてある、其拂込額の總計が現在の拂込額であるから譲受けた時にはよく注意をせぬと飛んだ目に逢ふことがある。といふのは或會社で第一回の拂込として一株拾貳圓五拾錢を取り株券には記入してあるが、第二回の拂込拾圓を或期日に拂込むことになつてゐるのに其期日が來ても拂込んでないのを掴まされることがあるからである。こんな株は會社で株主へ

催告した上に失權處分にする、すると株券は紙屑同様である。それに幾らかの金を拂ふのだから随分馬鹿げてゐる。

又決算期の末日（大抵は五月、十一月、六月、十二月）の末日鐵道株である。三月九月の末が多い）近くに株を買ふた場合は白地の委任狀の外に譲渡人から配當金受取の委任狀を取つておく方が安全である。若し此委任狀が取れないときは可成至急に名義の書換をする必要がある。でないご配當金を受取れないことになつてそれだけ損失をする。配當金受取の委任狀は通常次のやうなものである。

貳錢
印紙

委任狀

拙者都合ニヨリ〇〇〇〇〇ヲ以テ代理人トシ左ノ權限ヲ委任ス

株式の讓渡

一何々株式會社株式何株ニ對スル大正〇年上(又ハ下)半期株支配

當金受領ニ關スル一切ノ權

右委任狀仍如件

年 日 日

株主 山 尾 春 造 (印)

〇〇〇〇〇の箇所へは代理人の名前を入れる、株主は即ち讓渡人である、年月日は前の委任狀と同じく空白の儘でなければ會社で書入れてくれる。

通例會社は各事業期の初めから前期の株主總會が濟む迄は株券の名義書替を停止する、大抵は六月一日、十二月一日から廿五六日頃迄か七月一日、一月一日から廿五六日頃迄である、鐵道株などになると四月十月の一日から廿五六日頃迄が多い。それで株を買ふたら同時に仲買店で其會社の決算月を聞いておく必要がある。拂込金額は第一回は必ず額面の四分の一以上即ち五拾圓の株ならば拾貳圓五拾錢

以上である、第二回からは會社の隨意である、額面は貳拾圓迄あるが五拾圓以下貳拾圓迄の額面ならば一時に全額を拂込まねばならぬ、大阪合同紡績株が此例である、併し商法の施行前即ち三十二年六月以前に設立せられた會社であると舊商法によつて假令五拾圓以下の額面でも四分の一拂込でよいのである。岸和田や尼崎紡績株が此例である。處が鐵道會社であると十分の一の拂込でよいことになつてゐる、だから五拾圓の額面の株でも第一回拂込五圓でよいことになる。

又増資をするといふ場合は今迄の株が全額拂込済にならなければ増資が出来ないだから新株が未拂込の儘では増資が出来ないのである。併し鐵道株だけは別で未拂込の新株があつても増資は出来る。勿論鐵道會社以外の會社でも他の會社を合併した場合には假令未拂込の新株があつても其儘で増資となるがこれは例外で舊株主には新株の割當ても何にもないからつまらない。

株式の讓渡

第三章 賣買の仕方

第一節 投機株と放資株

賣買をするのには初めに、投機的にやるか、放資的にやるかを決めてかゝらねばならない。投機的にやるつもりで投機的株を買つたが、見込が適中せずして下落をしたといふ場合などに期日に代金を算段して受渡をする、即ち後に止むなく放資に換はるといふことは素人には失敗の因となることが多い。

定期市場で賣買せられる株を大別して見ると投機株と放資株とに分けられる。勿論どの株も多少は投機的色彩を帯びてゐないものはないけれど、放資株は其部分に至つて尠ないものである。投機株は相場の高下が甚しいもので、即ち其會社の収益力が不確實なものが多く、つまり時には大に儲かるかと思へば成期には損失をする

か、損失をせない迄も儲からないといふやうな會社で、株主の配當はいつも一定してゐないといふのが通例で、其上に會社の基礎は或程度迄安全なといふのであらば一層理想的である。取引所株は尤もよく此條件に適合してゐる。其外設立後日が淺い會社も此種類にはいるべきものである。それが年々の収益力も略一定し基礎も堅固になつてくると漸次投機的色彩がなくなつて終には放資株の部に入つて仕舞ふ、又會社が經營難で破綻をしたといふやうになると、全然市場から逐ひ去られて仕舞ふが、これが整理がついたとか云ふことになる。先づ投機株として復活し尙堅實な會社になつて仕舞ふと次に放資株となつて投機株の範圍を脱して仕舞ふ。投機株の相場の高下は利廻はりよりも市場の人氣で騰落するので、現在の配當などを標準にしては算盤に合はないものである。例へば大阪株式取引所の株のやうなのは昨今參百圓以上であるが、配當は前期が一分五分、しかも未曾有の好況時代の配當である

賣買の仕方

から平均はモット下がらなければならぬ、が假りに一割五分として年に七圓五拾錢であるから參百圓に對しては二分五厘にしか當らない、其外土地株のやうなのは一文も利益配當無しで、拂込額の二倍にも三倍にもなつてゐる、しかも一二年前に拂込額を切れ込んでゐた有様である。で此等の株は放資家には推奨することが出來ない。併し鞆取りには却て絶好の目的物であることがある。

放資株の相場は何か其會社が増資とか、拂込とか、又は特に其營業上の利益が増加するとか云ふやうな場合の外は變動しない。そして其値段に對して配當が其當時の金利と殆ど大差ない點に止まつてゐる。だから増資とか拂込とかの外には無暗に騰落しない。但し何かの事情で騰貴したとすると容易に下がらないし、又下落したとすると容易に復舊しないのが特長である。モ一つの特長は市場に實株の浮動せるものが極めて尠いことである。放資株は人氣に左右せられることは微少で、採算に

左右せられることが多いのである。

投機の目的で放資株を選んではつまらない、又放資のつもりで投機株を買ふのは危険である、併し鞆取りといふ方法で放資をするならば、鞆が多いただけ投機株の方が面白い。

つまり最初に放資か投機かを決めて、それに従つて賣買すべき株を選択せなければならぬ。

第二節 投機的賣買

甲、相場が見込通りになつた時

相場が見込通りになつた時には(一)利喰をするか、(二)利乗せをするか、(三)値合抜きをするかの三つがある。

賣買の仕方

(一) 利喰 即ち利益を得て轉賣買戻をするには前の反對の注文をすればよい、相場が高いと思つて買注文を出してそれが整ふて、相場は其後見込通り騰貴したときは自分がこれでよいと思ふ値段で賣注文を出す、それが整ふたら即ち利喰である。仲買店では計算して其益金から手数料を差引いて残りを證據金と共に客に渡す、若し他に建株があつて損勘定にでもなつてゐれば證據金なり益金なりを返へさない、入用の金子だけを差引いて残りがあらば初めてそれを返却するのである。利益があると利喰するのは最も普通の方法である。

(二) 利乗せ 利乗せといふのは相場が見込通りになつて利益勘定となつた時に、更に其上に建株を増して益々其利益を多からしめる法で、例へば相場が高いと思つて買ふ、果して騰貴した、尙ほ騰貴するといふ見込があると更に買ふ、そして豫期の相場に達したときに全部又は一部づゝ手仕舞ふのである、これは後の見込が違ふ

と一時に損失をするから注意を要する。素人では後の株を前よりも少くするのが安全である。といふのは後の株を多くすれば買の場合にそれだけ平均値が高くなり、賣の場合は平均の賣が安くなるからである。素人が賣買するのは玄人が賣買するよりも時機が稍遅くれるのが通常である。だから買の場合は相當高くなつた時、賣の場合は可なり安くなつた時である、其上に利乗せをしてしかも後の株数を多くすれば結局天井なり底に近い値に引きつけられるからである。

今利乗せの方法を例で示すと、甲といふ人が八十圓で或株を十株買ふ。其證據金を四圓とすると四十圓を出す。其株が八十五圓となつた、若し此位の利益で甘んずるならば賣注文を出す、整へば五圓切りの利喰である。併し甲は五圓位の利益で甘んじない相場は更に上だと見ると八十五圓で更に十株買ふ即ち利乗せをする。此時に證據金四十圓を出す即ち合計證據金が八十圓である。若し此第二回の證據金を出

さないつもりであるならば次に云ふ値合抜きを應用する即ち八十五圓で賣十株買二十株の注文を出し賣の十株で前の八十圓の買を落として買二十株を建て、自分が初めに出した證據金と利益金五十圓との合計九十圓を證據金に充てる。更に相場が九十圓になつたとすると、そこで更に十株を買ふ、此時も新たに證據金を出すか、又は前と同じく値合抜きを應用して證據金に充てるかは買主の隨意である。つまり、

八拾圓	十株	證據金	四拾圓
八拾五圓	十株	同	四拾圓
九拾圓	十株	同	四拾圓

となるから結局平均一株の値段は八十五圓になるわけである。これで手数料が一株三十錢として、相場が八十五圓三十錢迄下つても損はない、若し相場が上つて九十二圓になつた時に賣つたとすると、

八拾圓で十株買った益金 百貳拾圓

八拾五圓で十株買った益金 七拾圓
九拾圓で十株買った益金 貳拾圓

合計貳百拾圓の利益で此内から手数料一株參拾錢の割で九圓を引去つても貳百壹圓の益がある、此資本は百廿圓である、若し此れを値合抜きを應用すると資本は僅かに四拾圓でよいことになる、其代り手数料を少し多く出さなければならぬ。其計算をするに、

八拾圓十株買	證據金	四拾圓出す
八拾五圓で十株賣廿株買	手数料	十株分差引
九拾圓で廿株賣三十株買	手数料	廿株分差引
九拾貳圓で參拾株賣	手数料	三十株分差引
	益金	四拾七圓の内四拾圓を證據金に充當す
	益金	九拾四圓の内四拾圓を證據金に充當す
	益金	五拾壹圓と證據金百貳拾圓を受取る

即ち此時は最初からの益金合計百九拾貳圓で、値合抜きを應用せない時と九圓差、此九圓は値合抜三十株分の手数料である、其代り資本は百貳拾圓を要すべきを

賣買の仕方

僅かに四拾圓で済むので、云はゞ其差引八拾圓の資金に對する利息のやうなものだ
前の例は利乗せ買であるが利乗せ賣は此反對に株の相場が下る毎に賣玉を殖やし
てゆくのである。併し幾度も云つた通り相場の下るのは上るのと異つて急激なこと
が多いから利乗せ賣の機会を捉へるのは非常に六つかしい。相場が急に下落したか
ら急いで利乗せ賣をやつた處が翌日には反撥して損になつたといふ例は時々ある。
それで利乗せといへば殆ど買の場合に限られてあるやうだ。

(三) 値合抜き 値合抜きといふのは利乗せの中にも云つた通り自分の見込が適中
して、利益勘定となつた時に、相場はまだく有利に動く見込だが、一ト先づ今迄
の利益金を抜き取つて他に利用し、賣建なり買建なりは其儘に残しておいて、更に
其後の利益をも取らうと思つた時にやる方法で、何時でもよい同時に成行の賣と買
との注文をすればよいのである。

例へば五圓で買つた株が拾五圓に上つたとすると、一ト先づ拾圓だけの利益を取
つてそれを資金に他の株を買ふとか、利乗せをするとかせうと思ふて、成行の賣と
買とをすると拾五圓拾錢で整つたとする、すると五圓と拾五圓拾錢との差拾圓拾錢
から手数料を引いて支拂つてくれる、それを證據金に充て、更に他の株を賣買する
か又は利乗せをするか、或は物を買ふか銀行へ預けるか随意に處分する。併し残つ
た株は相當高い買又は安い賣になつてゐるから、少々相場が不利に變動しても直ぐ
に追證がかゝることを覺悟せなければならぬ。

乙、相場が見込違ひになつた時

不幸にして相場が見込違ひになつた時は(一)ナンピン、(二)ドデン、(三)兩建

(四)乗換への四つの方法がある。

(一)ナンピン ナンピンとはどう書くのか判らない或人は難平の支那音だとして

・賣買の仕方

あるが疑はしい。が方法は見込が外れたにつけて益々初めの思惑を固執してゆく方法で、頗る資本も入れれば忍耐も必要である。つまりナンピンは最初の賣か買かを保護しつつ、一陽來復の時機を待つ方法である、だから毎日の取引が多い取引所株とか其他の花形株に限って行ふべきで取引の少い端株類に此方法は禁物である。其方法は斯うだ。

茲に當所株が長い間低落を續けたとする。此れからは上がつて行くべき氣運だと思つて見込をつけて或人が十株を百圓で買つた。然るに相場は九拾五圓になり九拾圓になる、此場合に參圓毎にとか五圓毎にとか買ひ増して行くのをナンピン買と云つて、丁度利乗せ買の反對である、ナンピン賣は此反對に賣つたが相場が高いときに更に賣り増すのである。

前の例を數字で示して見ると。(一株の委託證據金を五圓とする)

一株の値段	買付株數	本證	追證
百圓	十株	五拾圓	廿五圓(十株分)
九拾七圓	十株	五拾圓	廿五圓(十株分)
九拾五圓	十株	五拾圓	廿五圓(十株分)
九拾貳圓	十株	五拾圓	五拾圓(廿株分)
九拾圓	十株	五拾圓	五拾圓(廿株分)
計	三十株	百五拾圓	百圓

合計貳百五拾圓の資金で平均一株の値段が九拾五圓であるから相場が九拾圓を底として九拾七圓迄戻つたら、一株貳圓宛六拾圓の利益がある。即ち損を變じて益となす方法である。

此ナンピンを行ふには左の四ヶ條を守らなければならぬ。

(イ)ナンピンは初めから其覺悟でやる事

(ロ)賣ならば過去の相場を見て天井近くと思つた時、買ならば底近くと思つた時

賣買の仕方

(八)相場が底をするか天井をついて自分の賣買が利益になる迄は中途で止まない事
(二)市場で賣買の多い株を選ぶ事
ナンピンは初めは可成數を抄くして後になるほど殖やした方がよい、例へば最初には十株を買ふ、相場が下がる二十株を買ふ、尙下がると三十株を買ふと云ふ風に丁度利乗せの反對にするのがよい。併し資金は相當に用意をしておかないと相場が有利に轉換する迄維持が出来ない恐がある。

(二)ドデン ドデンといふのは芝居などでドデン返しなど云ふやうに顛倒する意味の俗語から出てゐるので、相場が不利益に變動したときは賣ならば買、買ならば賣に、ヒツクリ返ることを指すのである。賣から買、買から賣に變つたときはドデン買越と云ひ、買から賣に變つた時はドデン賣越と云つてゐる。

例へば或人が十株を買つたが相場は豫期に反して下落する近い内に上りさうにもないのみならず猶ほ下落の傾向がある。ナンピン買をするには資金に乏しい又長い間厭やな目を忍ばねばならぬ、それでドデン賣越をする即ち二十株以上の賣をするのである。其賣の内の十株は前の買を轉賣したことになるのである、隨て此差損金を差入れねばならない。ドデン買越は此反對である。

ドデン賣買はつまり其人の相場に對する觀察が誤つてゐたことを證明するもので隨て一定の定見があつて賣買したのではないから甚だ危険である。餘程の確信がなければ容易に出来るものではない、相場が形勢が一變したことを見抜いて初めてドデンすべきもので、此相場の形勢變化を見抜くことが頗る困難で、素人などで氣が付いたときは既に遅く形勢は變化して仕舞つて更に變化せやうとする時で、ドデン賣越せば上り、買越せば下るから、尙々狼狽して所謂チャブツク、結局失敗するの

である。

(二) 兩建 兩建と云ふのは字の通り賣と買との兩方に建株があるのを云ふので、大抵相場の見込が外れて損勘定となつたときに其損を限定しておいて兩方ともを建て、おいて相場の轉換するのを俟つのである。即ち先に賣買して建てた株を其儘にしておき、更に新らしく反對の賣買をして兩方を建て、おくのである。

立人は兩建とせずには多くは手仕舞つて仕舞ふ、これは兩建とすると其兩建に拘泥して、之を外す時期を誤つて、却て其差損金を大ならしめる恐があるから、一旦手仕舞つて更に出直はすのである。素人は手仕舞とすると損金が出てそれだけ證據金の不足となるから、損金を出さないやうにと兩建にする、そして大抵は其損を益大ならしめる。併し中には兩建の名人があつて、兩建にしては巧みに利益を得てゐるものもある。又素人が初めて相場を試みるに賣つてよいやら買つてよいやら判らぬ

時に同値段で兩建をしておいて、一方利益となつた方から落してゆくといふこともある。

兩建の例は或人が五拾圓で或株を拾株買付けたが、相場は下がつて四拾七圓となつた、尚ほ下落の様子であるとすると成行か四拾七圓以下の指値で十株賣付の註文をして同時に前の買と兩建にする旨を通じておく。之れが四拾六圓で整つたとすると、此人は五拾圓の買と四拾六圓の賣であるから差引四圓宛十株四拾圓の損である此以下に相場が下がつても損は増さないから追證のかゝる心配はない。

それで相場が底をついたと見込んだ時に十株の買注文をして兩建の賣を外す。假りに四拾圓で買つたとすると四拾六圓との差、一株六圓宛六拾圓の益になるが、此益金は五拾圓買の追證に充てられる。更に相場が騰貴して四拾六圓となつて茲で賣注文が整ふて五拾圓の買を外すとすると一株四圓宛四拾圓の損である、併し前

賣買の仕方

に六拾圓の益があるから差引貳拾圓の利益を得る、初めは見込が違つて損であつたのが却て益になつたのだ。

兩建にするのと、一旦手仕舞にするのとは結果は同じことであるが、兩建である損金の支拂を後日に延ばすことが出来るだけ利益である、其代り損得の値幅は狭い。併し原來儲ける目的ではなく見込違ひの救済手段であるから、それが當然である、只素人が兩建にするのと之を外す時期を焦つて早過ぎたりするから、前の例にても底をついたと見て四十圓で買つて賣を外すと相場は尙下がつて三十圓臺になり、愈々周章して損を思切つて買の方をも外して益々損を大ならしめたといふやうなことがあるから、十分注意を要するのである。

(四)乗換 乗換といふのは定期取引の繰延方法で、賣買した株が當月限になり受渡の期日が近づいても豫想した利益が得られず又は損勘定になつて居るとか、或は

將來上るとは殆ど確實なのに、其受渡迄には上らないとか、反對に近い内に下落する運命にあるべき株が其期限内には下らないとか云ふやうな場合、現株を引取るのはつまらないと思ふときに期限を延ばすのである。

例へば或人が一月に或株の先限即ち三月限を五十圓で買つた。が一月も二月も持合状態で過ぎて三月になる、愈々受渡の月だ、處が値が出ないで却て損勘定になつてゐる、併し四月か五月頃には相場が騰貴する見込があると、此人は思ひ切つて三月限を四十五圓で賣つて五月限を四十七圓で買ふ即ち乗換をする。此時は大抵寄付とか大引とかの成行で、當月限賣、先月限買の注文をすればよいのである(賣つた場合は此反對で當月限買、先月限賣の注文をする)すると仲買店では五十圓と四十圓との差損一株五圓を差引いて残りが五月限の證據金に不足があると、それを請求する。

斯うして五月になつても尙豫期の利益が得られない時は前と同じ方法で更に乗換へられる、だから六度乗換へをすれば一ケ年の繰延べになるのである。乗換へは多くの場合損勘定になつてゐる方である、それで買建を繰延べてゆく買乗換（又は乗換買とも云ふ）であると同値段の差損のみならず乗換の時の當限と先限との鞘を損するから、損が大きくなる。處が賣乗換（乗換賣とも云ふ）即ち賣建を繰延べてゆく方は反對に此當限と先限との鞘を得るからそれだけ損失を少くしてゆく、何故といふに乗換は多くは當月の納會間際に行はれる殊に納會の日に多い、そして相場は大抵特殊の事情がない限り、金利などの都合から當月限よりは先月限が高い例へば

當月限	貳百八拾五圓
中月限	貳百八拾五圓八拾錢
先月限	貳百八拾八圓五拾錢

といふやうになつてゐる。此場合當限を賣つて先限を買へば三圓五十錢宛の鞘を

損するが、反對に當限を買つて先限を賣れば三圓五十錢宛の利益になる、勿論此外に手数料を拂はなければならぬが、乗換買であると鞘と手数料との合計を損するに反し、乗換賣であると鞘から手数料を引いただけ利益となるのである。處が素人は十中の九分迄初めに買付をやる。そして損勘定になつて乗換買をするから、度重なる損が漸次大きくなつてゆく。

第三節 放資的賣買

放資的に定期取引を利用すると頗る有利で安全確實なものである。其代り資金が多量に要つて其割に利益は薄い。さて放資的方法には鞘取りと實株繋ぎとの二つがある。

（一） 鞘取り

賣買の仕方

靴取りは即ち差違取りの轉訛で、値段の差額を儲けるといふことである。此靴取りの方法に二種ある、それは靴が生ずる原因に二つあるからである、即ち一は、時を異にせるより生ずる靴、一つは場所を異にするより生ずる靴である。

時による靴取り 定期取引では當月限と先月限との間には通例若干の値靴がある此値靴の多い株を選んで安い方で買つて高い方へ賣るのである、其時期は大抵同時にやる、例へば此兩三日來當月限と先月限との靴が多い、今日の相場も其通りであるとする、後場の寄付で當月限を買つて同じく寄付で先月限を賣る、併し前の立會の時には拾圓の靴があつたからとて必ず拾圓の靴が取れるといふわけには行かない、意外に先物に賣物が多かつた爲め値靴が六圓しかなくなつたといふやうなことも出来る、又賣と買とを同時にやらないこともある、それは多少相場の経験があつて目先き高いとか安いとか判断のついた時に、若し高いと見たら先づ當月限を買ふ

て次の立會に上つた處で先限へ賣る、目先安いと思へば先限を賣つて次に當月限を買ふ此方法は幾分危険が伴ふ缺點があるが、利靴は多い利益がある、併し毎日市場で賣買してゐる仲買人であると、機敏に賣買の時期を捕へることが出来るが、こんな便宜を有しない素人であると賣買の時機を失するから危険と云はなければならぬ靴取りをやるには先づ何圓の靴があれば何割に廻るといふことを調べてかゝらねばならない、これには靴取利廻表といふやうなものがあるからそれを見ればよいが時價六拾圓の株であると年一割に廻すとして壹圓五拾錢あらばよいのである、今實地に就て其計算の仕方を示すと

或日の相場が次のやうであつたとする

寄 附

大 引

當 限 七拾九圓四拾五錢

八拾圓五拾五錢

中 限 八拾圓〇五錢

八拾壹圓

賣 買 の 仕 方

先限 九拾參圓八拾錢

九拾四圓貳拾錢

鞘取りをする人は前日からの景氣で一般に高くなるといふ見込をつけた處で、先づ買から出る、即ち當限寄附を買ふ、若し下落の見込であると先づ先限を賣つて次に當限を買ふ。此場合は當限寄附を買つたとする。次に先限の寄附へ賣る。其月の末に七拾九圓四拾五錢に手数料參拾錢五厘（東京なら參拾五錢）を加へた合計七拾九圓七拾五錢五厘の割で買つた株數だけの代金を支拂つて、仲買人から株を受取り三ヶ月目の月末に其株を渡して、九拾參圓八拾錢から手数料參拾錢五厘を差引いた残りの九拾參圓四拾九錢五厘の割で代金を受取る。即ち一株で正味二ヶ月間に拾參圓六拾錢宛の利鞘がとれる。で若し元金の七拾九圓七拾五錢五厘が全部自分の金であつたとすると、利廻りは $13.60 \times \frac{12}{2} + 79.75 = 102.25$ 年十割二分以上となる。若し當限の寄附で買つて先限の大引で賣つたとすると此利益は一層多くて、元

金の年十割六分以上の利廻りとなるのである。手数料は賣つた時と買つた時と二度分を拂はなければならぬ。

元金が全部自分のでなくて、代金の七割を銀行で融通して貰つたとするとその利子だけ減ることにはなるが、其利子が安くと却て自分の元金に對する利廻りはよくなるのである、前の例で五拾圓だけ銀行で日歩壹錢貳厘で借りたとすると、二ヶ月間の利子が一株で參拾六錢の割になるから拾參圓六拾四錢の利鞘から參拾六錢を引くと拾參圓貳拾八錢となり、之れが自分の出した元金の貳拾九圓七拾五錢餘に比較すると年二十六割五分餘に當ることになる。以上は假りに鞘の多い例を作つたので實際はモット少いのは云ふ迄もない。

若し逆鞘、即ち先限が利益配當の月であると、月末の受渡の時には配當が落ちてあるから、それだけ當限に比して値段が安くなつてゐる場合は、先限の値が低い為

賣買の仕方

めに利鞘は減るが、配當を受けるから差引同じ勘定になる。

場所はしよに依る鞘取りさやどり 一体品物の價格に差額を生ずるのは(一)時を異にするか(二)處を異にするか、(三)分量を増減するか(三)つであるが、時を異にするより生ずる差額を利するのは前に述べた、茲には處を異にするより生ずる差額を利する方法を述べる。分量を増減して差額を利するといふのは買占とか賣崩しとかになつて、放資的ではなく投機的になるから茲には述べない。

例へば或株に就ても大阪では賣り手が多くて相場が安いが東京は買手が多いため相場が高いといふやうなことがある、鞘取りをやる人は此んな場合を透かさず捕へるのであるが、素人では中々六つかしい。日本の現況では到底出来ないといつて差支へない。尤も交通機關の發達につれて此鞘が尠くなつてゐるのは争へないから、早晚場所による鞘取りはヨク／＼の場合でなければ出来ないことになるであらう。

外國では倫敦と巴里とか紐育とか、伯林とかの間に此鞘取りが盛に行はれ電報で澤山の賣買をする、で證券は價格の高い處へと移動してゆく、併し今日は交通不便な時ほどの値鞘はない。

日本では、漸く東京と大阪との間に行はれるに過ぎない、それも素人は殆ど皆無で、仲買店が相互に連絡を通じて電話や電報で高い方で賣り安い方で買ふ位であるこれには電話料や電報料、郵便料金等を見込んでそれを差引いた上でなければ鞘はわからない。

(二) 實株繋ぎ

これは定期の當限を買ふて先限で賣る代りに現株を買つて先限に賣ること、從來自分が財産の一部として所有してゐる株を、定期の相場が高くなつたから一先づ定期に賣つておいて、下落した時に買戻して利益を得るのことがある、全く時を異にし

賣買の仕方

た鞘取りの一種である。

實株を繋いだが、相場は豫想に反して下落せないのみならず益々騰貴するといふ時は、其期月が来たら受渡をして一時代金を受取つて銀行に預けておき、後日下落した時に現株なり定期なりで買へばよい、又銀行に預けても利廻はりが悪いといふやうな場合には、先限へ乗換へをする、すると大抵は銀行よりも幾分割高な利子を得られる、即ち鞘取りである、其代り初めの賣と乗換へた時の買との損金を支拂はねばならぬのは云ふ迄もない。

實株を繋いだ時には、仲買人を経て取引所へ其株を預けておくことも出来る。すると證據金は一文も要らない。取引所からは提供證券預り證を渡す、此預り證と引換へでないと代金を渡さないし、又買戻した場合にも株券を渡さないから、之を仲買人から受取つておけば安全である、併し受渡日に預り證と引き換へに取引所か

ら渡す代金は、其株の賣代金ではなくて、受渡の前々日の帳入値段を四捨五入して圓位止めにした受渡標準値段に株数を乗じた受渡代金である。だから百圓で十株賣つて提供しても、受渡の前々日に下落して五拾圓になつたときは、取引所は其預り證で五百圓を渡すのみで、不足の五百圓は仲買人の他の差金勘定と一所に仲買人に拂つて仕舞ふから、客は仲買人から受取るのである。若し仲買人が支拂つてくれなければ結局其差だけ客の損となる。

預り證は株が客の名義であつても取引所は仲買人宛てに發行するから、自分の名義の株だからとて、客が獨りで取引所へ預り證を持つて來ても取引所は拂はない、必ず仲買人と同道して取引所へ行かないと不可ない。提供をするには大阪は其賣つた日の帳入迄に申出をして手續をせないと帳入後には提供を許さない。で仲買人は提供が遅れると後日にバイカイを付けて其買で

前の賣を落とし、新たな賣の方に提供することになつてゐる。即ち手数料一度分損をする、東京は後日になつても提供を許して徴收してあつた證據金を返却するから大阪のやうに手数料の損をしなくて済む、これは第一編で述べた通りである。
客が提供するには賣委託證明書といふものに署名捺印し、仲買人に渡して取引所へ差入れさせる。

第四編 相場の變動

第一章 人氣

相場の變動といふことは株式賣買の生命で、これがなかつたら利益を得るとも出
來ないが。これある爲めに損をする者があるのである。儲かつたと云つて喜んでゐ
る一面に損をしたと泣き面をしてゐる人さまざまの世の中で、相場は吾不關焉と日
々變動をしてゐる、丁度大海の波濤のやうに寄せては返し、返しては寄せてゐる。
此波濤の原動力となるものは何かと云ふに、一言に云へば人氣である。此人氣を
察して相場の波瀾を乗り切つた者は成金であるが、乗り切れないで途中で溺没して
仕舞ふと元の歩に返る。

人 氣

經濟界が順調になつた、貿易が出超二億圓に上つたといふとそれが株式に影響し

て、市場が景氣づいて来て猫も杓子も買はうと競つてくると相場は上がる。此景氣づくといふのが人氣の作用である。そして相場が上ると尙々景氣づいて買ひ付く、相場は益騰貴して、何處迄上がるか知れないと思ふときには、今度はその反動が来て一時にドカッと暴落する。そして其時迄買つてゐた者は損をする。又反対に下落する時即ち人氣が悪い時は誰も彼も賣りたがる。賣らぬ迄も買はない、終には其株が無代價でも望み人がないやうに云ふ。すると反動的に騰貴をする。これも皆人氣の作用である。

然らば人氣に附隨してゐれば儲かるかといふに、さうは云へない。それならば人氣の裏を行く即ち反対をしてゐれば儲かるかといふに又さうも云へない。つまり高い時に賣つて安い時に買へばよいのであるが、それには或場合人氣に附隨し、或場合人氣に反対すればよい、元來人氣といふものは六つかしく云へば群衆心理である

から、初めは冷靜な判断から人氣が起つてくるが、遂には熱狂的性質を帯びて来て判断が誤つてくる、此熱狂的人氣となると相場は人氣に反して現はれる。だから人氣の立ちかけた時には其人氣に附いて買ひ又は賣り、熱狂的人氣即ち人氣の頂點に近づいたら人氣に反対すればよいのである、唯問題は人氣の頂點を知るにあるのだがこれは全く運である。併し研究をしてゐれば或點までは豫測出来るものである。

第二章 變動の豫測

變動を豫測して賣るべき時と買ふべき時を知るには第一に冷靜な態度が肝心である。即ち自己に賣りたいとか買いたいとかいふ考へを捨て、無我無心の態度でなければならぬ、言ひ換へると常に客觀的地位にあらねばならぬといふことである。

第二には株式の眞價を知る事で、これは其會社の事業の性質、成績、収益力、將

來の見込といふやうなことを十分調べもし考へもした上で賣買を決するのである、

第三には當時の經濟界殊に金融の狀態を注意する

第四には市場の狀況即ち誰か買占とか賣崩しとかをしてゐるのではないか、賣方の顔觸れは誰々で買方は何某だといふやうなことを研究する、經濟界が順調であり其

會社も別に悪いとがないやうであるに拘はらず、有力な賣方がゐると相場は一時的

にもせよ下落することがある。

第五には市場の人氣如何を研究せなければならぬ、

第六には足取り即ち過去の相場の高低表を見て上り相場であるか下り相場であるか

を見極めておく必要がある。

第三章 足取表(罫線表)と相場の變動

足取表といふのは過去の相場の變動の迹を統計圖表にしたもので、描き方によつ

て、星表とか錨形表とか色々あるが、要するに自分に便利なやうに描けばよいの

である。これを毎日なり又は一圓高下毎にとか描いてゆく、そして相場の將來を推

測する材料にするが、全然足取のみに依頼してゐては失敗である。

罫線に現はれた足取りを見て相場を判断するのは、

(一)尺進寸退、即ち一尺上つては一寸下るといふやうな足取は大抵上り相場で、

それが最近の高位を抜いたとすると、益々騰貴するものと見て差支へない。

(二)尺退寸進、即ち一寸上つて一尺下がるといふやうな足取なら大抵下り相場で

前の反對に最近の安値より下るやうな場合はまだ下り下落するものと見て差支

足取表(罫線表)と相場の變動

へない。

(三)急に飛び離れて騰貴したり、一度にズトンと下落した時は大抵近い内に反動が来る。

(四)持合相場、即ち變動の尠い相場は市場の誰れもが厭き果て、嫌氣がさしたとき最初に初めて動くものである。

(五)相場が下落して誰も彼れも賣りさへすれば儲かるといふやうになると、そこが底になる、底をついたときは相場がそれから上向きになるものである。反對に相場が騰貴して、誰も彼れも買つたら儲かるといふ時は天井である。天井に達すると相場は急に下向きになる。

(六)天井に達してから下落する間は一二日であつて極めて短かいが、下落して底をついてから騰貴する迄は可成り日がかゝる、大抵底をしてから一寸上つた處

で持ち合ふものである。『天井三日に底百日』とはこれを云つたのである。

以上は足取即ち相場變動の通常の場合であるが、相場は到底こんな規則にはまらない、又はまるほど平凡でない、所謂「相場は古くして日に新たなり」である。併し大体の筋道は之を出ることがないから、これによつて相場の形勢を察して、一度や二度の追證を用意してかゝれば利益を得るのは請合である。

第四章 人氣の原因

相場變動の原因は人氣であるといふことは前に述べたが、然らば其人氣を起す原動力は何かといふに、社會の出來事即ち材料である。材料が人氣を生み、人氣が相場を生むのであるから、材料の善悪は相場に影響するのは疑ない。が、相場は材料以外に賣崩しとか買占めとか人爲的の操り策やら、仲買人の思惑關係やらで相場

人氣の原因

が生れてくるのであるから、材料が善いのに相場は却て下落した例もある。それだ
とて全然材料を無視する譯にはゆかない。

材料が相場に影響する時機は、大抵其實現前である。これは定期取引は三ヶ月も
後の見込を今日に戦はすのであるから、勢ひ其發生が將來にあるものを今日の相場
に現はすのである。それで其事が實現して仕舞ふと却て反對の相場が現はれるので
ある。例へば日本が韓國を併合するといふ噂さが新聞に出る、するとそれだけ國富
が増すのだからとて買ふ、相場は其事が確定せない内にドシム騰貴する。それが
愈々實現した時には却て下落した。これは當然である、即ち初めに買ふたのは實現
して相場が上つたら賣うといふ意思であつたに違ひない。だから實現した曉には我
もく賣らんとするから相場は下落するのである、併し又場合によつては材料が實
現してから、始めて人氣が出るといふとも屢々ある。これは仲買の思惑などで抑へ

られてゐたものである。要するに材料は事前に相場に現はれ、事後には反對の現象
を呈することが多いが、稀れには事後に相場に現はれることもある。

第五章 材料の分類

材料の分類には種々ある。

- (一) 一般材料と特殊材料
- (二) 政治的材料と經濟的材料、非經濟的材料
- (三) 常變材料と急變材料
- (四) 好材料と悪材料
- (一) 一般材料といふのは經濟社會に一般に影響する材料で、例へば金融の緩漫と
か逼迫とか、貿易の出超とか入超とか云ふ類である。特殊材料といふのは或る範圍

材料の分類